独評発第0825001号 平成17年8月25日

独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎 義雄 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会 委員長 黒川



独立行政法人国立病院機構の平成16年度の業務実績の評価結果について

標記の評価結果を取りまとめたので、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第32条第3項の規定に基づき、別添のとおり通知する。

独立行政法人国立病院機構の平成16年度の業務実績の評価結果

平成17年8月25日 独立行政法人評価委員会

1. 平成16年度業務実績について

(1) 評価の視点 -

独立行政法人国立病院機構は、国立病院・療養所(国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く。)が移行して、平成 16 年 4 月 1 日に発足したものである。国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として国立病院機構が担うべきものの向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

今年度の国立病院機構の業務実績の評価は、平成 16 年 4 月に厚生労働大臣が定めた中期目標(平成 16 年度~ 20 年度)の初年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、評価を実施した。

なお、本評価に当たっては、本部からの実績報告とヒアリング等に加えて、 一部の病院からも直接ヒアリング等を実施しつつ評価を行った。

(2) 平成16年度業務実績全般の評価

国立病院機構は、安全で質の高い医療を効率的に提供していくことが求められている。具体的には、国の医療政策を踏まえつつ患者の目線に立った適切な医療を提供する診療事業、国立病院機構のネットワークを活用した臨床研究事業、質の高い医療従事者を養成する教育研修事業等を安定的な経営基盤を確立しつつ効率的・効果的に運営していくことを目指している。

独立行政法人に移行した初年度にあたる平成 16 年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下で、現場の裁量・権限の拡大等を通じて業務進行状況の迅速な把握と業務改善への取り組みが開始され、患者の立場に立った良質な医療と効率的・安定的な経営について職員が一体とな

って取り組むことの重要性についての意識改革も進み始めたことがうかがえ る実績となっている。

特に、新たな独立行政法人制度の下で従来の経緯や方式にとらわれずに 積極的な業務運営の効率化と収支改善に取り組み、初年度において中期目標 に掲げる経常収支に係る目標を全体として達成した努力と実績は、特段の評 価に値する。なお、病院の収支は種々の環境等にも左右されるものでもある ことにも留意しつつ、今後とも中期目標の期間全体において目標値を達成で きるよう努められたい。

平成 16 年度においては、救急医療への取り組みや病診連携・病病連携の推進等の地域との連携が進展しているほか、長期療養患者の QOL の向上に向けた取り組みなどに実績を上げている。

さらに、機構のネットワークを活かした臨床研究活動、EBM の推進に向けた新たな取り組み、質の高い治験の推進に向けた取り組みも開始され、初年度においても「結核の退院基準」の策定など成果を上げている。

また、災害等の活動においても新潟県中越地震時への対応などに実績を上げている。

今後とも、初年度の実績を基に、健全な経営と良質な医療のバランスが とれた取り組みを期待したい。

これらを踏まえると、中期目標の初年度に当たる平成 16 年度の業務実績については、全体としては国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できるものである。現在、地域の医療機能の分化・連携の一層の推進等今後の医療提供体制のあり方等も議論されているが、全国に150 近くの病院のネットワークからなる国立病院機構がこうした医療政策における役割等も踏まえ、今後ともそのネットワークを活用して積極的に国民医療の向上に貢献してゆく姿勢を期待したい。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 診療事業

① 患者の目線に立った医療の提供

患者満足度調査は、ネガティブな質問として本音を引き出しやすくするなど調査内容や手法について工夫をしつつ全ての病院において実施されていることや他の機関に対して先導的な役割を果たしていることなど評価できる。

セカンドオピニオン制度については、平成 16 年度末で 45 病院に窓口を開設している (平成 15 年度末に比べて 38 カ所の増加)。こうした体制整備に加えて積極的な情報提供も進められている。

これらの取り組みについては計画は十分進展していると評価できるが、 現段階では方法論を確立した段階であり、例えば外来の待ち時間の問題 など、今後調査の結果等をサービスの改善に結びつけていくことが期待 される。また、セカンドオピニオンについても今後の利用実績にも注目 したい。

② 患者が安心できる医療の提供

医療倫理の確立について、カルテ開示や相談室の設置などプライバシーの配慮体制の整備など計画通りに進んでいる。臨床研究を行う 500 床以上の病院のほぼ全ての病院に倫理審査委員会を、治験を行う全ての病院に治験審査委員会を設置するとともに、本部に中央倫理審査委員会を設置し、その活動も相当に活性化しており評価できる。

医療安全対策については、報告制度への協力、研修の実施等年度計画の内容は達成しているが、安全・安心に対する患者の要望は高く、また、医療提供者側の努力を分かりやすく情報提供する意味も大きいことから、今後とも計画に沿った取り組みとともに我が国の医療安全対策の充実への貢献を望みたい。この意味からも人工呼吸器の標準化等に向けた取り組みは、医療安全対策にも資するものとしても有意義なものである。

救急医療(小児救急を含む。)の充実については、地域ニーズに応えて旧療養所が 24 時間対応の小児救急医療体制に取り組んでいる事例も見られ、また、救急患者受入数(小児救急患者を含む。)は中期目標に掲げる目標値の半分を超える数まで増加しており努力がみられる。医師の確保や地域の他の医療機関との協力等の課題もあろうが、今後のさらなる充実を期待したい。

③ 質の高い医療の提供

クリティカルパスの実施件数が中期目標に掲げる目標値の約 6 割と 大きく増加し実績をあげている。患者にわかりやすい標準的な医療の 普及推進に資するものであり、今後の取り組みに期待する。

臨床評価指標や EBM の推進に向けた取り組みについては年度計画は十分進展している。特に、「結核患者の退院基準」の策定や人工呼吸器の標準化に向けた取り組みなどは大きな実績である。なお、今後と

も国立病院機構が医療機器等の大きなユーザーとして有意義な役割等 を果たして行くことも期待される。

重度心身障害児(者)等を受け入れている病院における患者家族のための宿泊室の設置は、平成15年度に比べて13%増となっており中期計画に掲げる目標値を達成した。長期療養者のQOLの向上に向けて、90%以上の病院においてボランティアを受け入れていることや国時代には自らの判断で導入することはできなかった療養介助職という新たな職種の創設などの取り組みにも実績を上げている。今後この新たな職種が患者のQOLの向上に貢献する職種として普及することを大いに期待している。

計画通り全ての病院に地域医療連携室を設置し、高額医療機器の共同利用数は中期目標に掲げる目標値に近い数まで大幅に増加しているとともに、紹介率・逆紹介率の向上についても中期計画に掲げる目標値の7~8割と大幅に増加しており、地域の医療機関と連携が進展している。今後の一層の成果を期待したい。

(2) 臨床研究事業

EBM のためのエビデンスづくりの推進について、大規模臨床研究体制の構築など、国立病院機構のネットワークを活用した臨床研究活動に様々な取り組みを開始し、国際的な共同研究に参画しており、評価できる。また、初年度においても、先に記したように「結核の退院基準」の作成などの成果もみられるが、具体的成果を得るには一定の時間を要するものも多く、今後の成果を期待したい。

質の高い治験の推進を目指して、本部及び各病院において実施体制の整備等特段の努力を行い、中期目標に掲げる治験実施症例数に係る目標値を既に達成している。国立病院機構がそのネットワークを活かして治験に積極的に取り組む意義は大きく、今後とも、患者の信頼確保にも十分配慮しつつ、質の高い治験の推進を期待したい。

(3) 教育研修事業

初期臨床研修医の受入数は、平成 15 年度に比べ 22.9%増加と中期計画に掲げる目標値を達成しているが、レジデント受入数は医師臨床研修制度の初年度の影響からか平成 15 年度に比べて 3.7%減少している。

初期臨床研修終了後の医師のための研修制度として、後期臨床研修制度に関する検討が進められ、平成 18 年度から後期臨床研修制度を開始することとしている。こうした取り組みは先導的であり評価できる

が、他の病院の参加等も視野に入れつつ、今後成果をあげられること を期待したい。

看護師のキャリアパス制度の構築とこれに基づく研修等にも計画通りに取り組んでいる。

なお、教育研修事業については、全般に事業の性格からも中期計画 の達成に向けて着実に歩み出した段階と考えられる。

(4) 災害等における活動

災害等における活動については、計画どおりに研修の実施が行われていることに加え、新潟県中越地震時には迅速かつ継続的に医療班(延べ35 病院から64 医療班)を派遣し医療支援を実施した。また、インドネシア・スマトラ島沖大地震等被災地に対する国際緊急援助隊医療チームへも職員が参加し援助活動を行った。こうした災害時の対応実績は高く評価できるものであり、国立病院機構の性格からも、今後ともこうした貢献を大いに期待している。

(5) 効率的な業務運営体制の確立

効率的な業務運営体制の確立のため、本部・ブロック組織の役割分担の明確化や本部・ブロックの職員数の25%削減など効率的な管理組織体制の整備は中期計画に掲げる目標等を達成している。

また、各病院の機能・規模による運営方針に応じた複数副院長制の 導入や、全ての病院に地域医療連携室や医療安全管理室を設置してい るほか、国時代のフルタイムの非常勤職員制度である賃金職員制度は 踏襲せずに常勤職員と短時間非常勤職員による柔軟な配置とするなど 看護部門の改革等も進めた。こうした取り組みも含め、院内組織の効 率的・弾力的構築についても計画どおりに取り組まれている。

なお、組織の見直しの効果を見極めるには一定の時間が必要であることもあるとともに、例えば、院内組織の効率的・弾力的な構築に関して外部評価の活用を検討することなども含め、引き続き、医療の質の面に配慮しつつ、円滑かつ効率的な運営に努めることが必要である。

職員の業績評価等の適切な実施について、院長の年俸制を導入する とともに、医長以上の年俸制を17年度から導入することを決めるなど、 人事評価制度について初年度から積極的な取り組みが行われているこ とは評価できる。なお、一般職員を含めた人事評価制度の定着までに は評価手法や考課者の訓練など一定時間が必要であり、対象範囲の拡 大を含め今後とも努力を期待したい。

(6)業務運営の見直しや効率化による収支改善

① 業務運営コストの節減等

材料費削減について、医薬品の共同入札や価格交渉方式の導入など従来の方式の見直しが行われた。また、人件費等についても国時代には自らの判断で改革することができなかった民間の給与水準を勘案した給与制度、調整額の見直しや年度末賞与の創設など特段の努力が行われている。さらに、建築整備についても国時代と比較すると大幅に抑制した指標を策定したことや院内売店等に競争性と簡素化を高めた契約方針を導入するなど積極的に取り組まれている。一般管理費の節減も既に平成15年度に比べ33.6%と中期目標を大きく上回る削減を達成している。

これらの経費節減のための取り組みには実施の効果が現れるまでには一定の時間的経過を要するものもあるが、初年度から従来の制度の 見直し等に積極的に取り組んでいることは高く評価できる。

今後とも、例えば、医療材料の効率的な調達の検討や後発医薬品の 採用促進など、医療の質とともに組織の活力にも留意しつつ、効率的 な業務運営に向けた更なる取り組みを期待したい。

② 医療資源の有効活用

全ての病院に地域医療連携室を設置し、病診連携・病病連携を推進する体制を整備した。こうした地域連携の推進は患者にとっても安心できる医療につながるものとして評価する。こうした努力等を通じて高額医療機器の稼働数の増加や共同利用数も増加するとともに、平均在院日数の短縮、診療報酬上の上位基準の取得等にもつながり、収支の改善にも大きく貢献しているものと認められる。

③ 診療事業以外の事業に係る費用の削減等

臨床研究事業については、本部が主導して支援体制も整備しその活性化への取り組みと競争的資金の獲得にも努力しており評価できる。

教育研修事業については、授業料の改定や費用の節減を図り、中期 目標に掲げる収支率の改善を図っている。なお、教育研修事業につい てはその性格から今後の教育効果等も併せて見守りたい。

④ 財務会計システムの導入等 I T化の推進

全病院共通の財務会計システムを導入し、経営改善のために有効活

用する体制が作られた。官庁会計からの円滑な移行とともに、各病院 において他の病院のデータも踏まえて毎月評価会を開催し、迅速に問 題点を把握して経営改善策の検討・実施を進めていることは評価する。

今後の具体的な経営改善の成果を期待する。さらに、財務関係だけでなく病院全体のIT 化の推進も望まれる。

(7)経営の改善

(6)に記したような収支改善に向けた努力により、年度計画の経常収支率 97.4%に対し、実績では経常収支率 100.0%と計画に対して 2.6%の改善が図られた。困難な状況の中で、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を全体として達成しており、収支改善の努力と実績は特段の評価に値する。このように初年度は高い実績を得たが、病院の収支は種々の環境等にも左右されるものでもあることにも留意しつつ、今後とも経営改善に取り組み、中期目標の期間全体において目標値を達成できるよう努められたい。

しかし、個々の病院の実情をみると、それぞれがおかれている状況 等も異なり、特に医師の確保が困難な病院があることなど、収支改善 に向け課題を抱えるところも多く、こうした点に対しては、今後、本 部・ブロック組織との適切な連携・支援も含め、底上げを図っていく ことが必要であろう。

(8) 固定負債割合の改善、その他の業務運営等に関する事項

国の時代も含め初めて借入額が返済額を下回り固定負債が減少した 結果、財務の改善が図られている。今後もその動向を見てゆく必要が あるが、地道な努力の積み重ねを評価する。

技能職に関してアウトソーシング化を図るなど計画に沿って取り組まれているほか、ブランチラボや給食業務等の業務委託にも取り組まれている。

人事に関する計画については、医療の質と安全の向上を図る上でも 良質な人材の確保が重要であるとの認識の下で取り組まれているが、 医師や看護師の確保に課題を有する病院もある。今後とも、安全で良 質な医療の提供や政策医療の実施に支障をきたさないよう、地域連携 にも配慮しつつ医療人材の確保に努められたい。

医療機器・施設設備に関する計画については、経営状況を勘案しつつ長期借入金の償還確実性を踏まえた投資のルール化が図られた。ま

た、16 年度の投資は、施設整備よりも投資効果が見込める医療機器整備に重点をおいている。こうした対応により、借入金の削減にもつながっており、難しい状況の中で努力しているものと考えられる。

再編成業務については、計画に沿って着実に実施している。

国立病院機構評価シート 中 期 目 期 計 平成 16 年度計画 平成 16 年度の業務の実績 第2 国民に対して提供するサービスその 第1 国民に対して提供するサービスその 第1 国民に対して提供するサービスその 第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために 他業務の質の向上に関する事項 他業務の質の向上に関する目標を達成す 他業務の質の向上に関する目標を達成す とるべき措置 国立病院機構は、国民の健康に重大な影 るためにとるべき措置 るためにとるべき措置 響のある疾病に関する医療と地域の中で信 国立病院機構は、国民の健康に重大な影 頼される医療を行うことを基盤としつつ、|響のある疾病に関する医療とともに地域の |特に高度先駆的医療、難治性疾患等に対す||中で信頼される医療を行うことにより、公 る医療、歴史的・社会的な経緯により担っ|衆衛生の向上及び増進に寄与することとす てきた医療及び国の危機管理や積極的貢献 る。このため、医療の提供、調査研究及び が求められる医療として別に示す分野(別)医療従事者の養成を着実に実施する。 記)を中心として、医療の確保とともに質 の向上を図ること。 併せて、我が国の医療の向上に貢献する ため、調査研究及び質の高い医療従事者の 養成を行うこと。 1 診療事業 1 診療事業 1 診療事業 診療事業 診療事業については、国の医療政策や 診療事業においては、利用者である国 国民の医療需要の変化を踏まえつつ、利 民に満足される安心で質の高い医療を提 用者である国民に対して、患者の目線に 供していくことを主たる目標とする。 立った適切な医療を確実に提供するとと もに、患者が安心して安全で質の高い医 療が受けられるよう取り組むこと。 (1) 患者の目線に立った医療の提供 (1) 患者の目線に立った医療の提供 (1) 患者の目線に立った医療の提供 (1) 患者の目線に立った医療の提供 ① 分かりやすい説明と相談しやすい環 ① 分かりやすい説明と相談しやすい環 ① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 境づくり 境づくり 患者満足度調査については、平成15年度において国立病院・療養所が全国に先駆け 患者自身が医療の内容を理解し、治療 の選択を自己決定できるようにするため、 患者が医療の内容を適切に理解し、 各病院は、患者満足度調査の分析結 て試行的に実施した結果を踏まえ、入院については平成16年6月21日から7月16日 医療従事者による説明・相談体制を充実 治療の選択を患者自身ができるように 果を基に、患者に分かりやすい説明に までの調査期間中の退院患者のうちの25、162名、外来については調査日(平成 するとともに、患者の視点でサービスを 関する自院の課題を検討し、必要なサ 16年6月21日から6月25日の間の病院任意の2日間)に来院した外来患者のうち 説明を行うとともに、相談しやすい体 点検するために患者満足度を測定し、そ 制をつくるよう取り組む。 ービスの改善を行う。 の57,714名を対象に、すべての病院が実施した。平成16年度においては、 また、患者満足度調査における医療 の結果について適宜、分析・検討を行う ことにより、国立病院機構が提供するサ 従事者の説明に関する項目について、 ービス内容の見直しや向上を図ること 特に、平均値以下の評価の病院につい また、主治医以外の専門医の意見を聞 ては、医療従事者の研修を充実する等 先導的かつ中心的な役割を果たした。 により、平均値以上の評価を受けられ くことのできるセカンドオピニオン制度 を導入すること。 るよう改善を図る。

国立病院機構の145病院に加え、同じ調査様式を用いて、日本赤十字社の病院や 労災病院等の132病院が新たに参加したことにより、日本の主要な公的病院との 相対的な患者満足度の評価を知ることができることとなり、患者満足度調査の発展に

調査の内容は、多くの研究者の手により、長年研究・開発された内容・手法によるも のであり、科学的根拠に基づき導き出された「10の医療サービスクオリティ」の要因毎 に集計・分析され、更にその要因毎に各病院で検討・改善できる設問で構成されている。 平成16年度においては、国立病院機構の全病院から前年度調査の設問内容の適否など をアンケートし、設問の見直しに資するとともに、全体にネガティブな質問(ネガティ ブ・クエスチョン)とし、患者の満足度調査に対する心理的障壁を取り払い、本音を引 き出しやすくすることにより、より一層調査精度の向上と客観性を追求する方法とした。 各病院で調査を実施する際には、責任者を選任し患者からの質問などに速やかに対応

できるよう関係職員に調査の趣旨・内容等を周知徹底するとともに、調査を依頼する患者 に対しては、記入された調査票は厳封し職員が内容を確認することはないことや、 調査結果は個人が特定されることのないように集計され病院のサービス改善に役立てる ことに使用する旨の説明を行い、各病院は速やかに密封した調査票を本部に直送するな ど徹底した情報管理のもと、厳格・厳密に実施した。

調査結果については、病院経営改善全般に有益なものとして活用するため、様々な側面 からの分析・比較・評価を客観的に行い、各病院が自らの利点と欠点を分析し、改善に生 かしている。

また、すべての病院において医療相談窓口を設置し、医療社会事業専門員や医事専門職 などが、診療、医療安全及び医療費などの相談に応じており、調査結果では、概ね分か りやすい説明や相談しやすい環境づくりに努めていると評価された。

さらに、平成15年度の調査結果を踏まえ、各病院においては、分かりやすい説明と して、クリティカルパスを用いた説明を行なうなどの取組み、相談しやすい環境作りと して、個室の相談室を設けるなどの取組みを行なった。

【説明資料】

- ・資料1:患者満足度調査の概要 [1頁]
- ・資料2:分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり [7頁]

		国立病院機構評価シー	- ト	
中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 16 年 度 計 画	平成 16 年度の業務の実績	
	② セカンドオピニオン制度の実施 国立病院機構において、患者が主流 医以外の専門医のアドバイスを求めた 場合に適切に対応できるようなセカン ドオピニオン制度を導入し、中期目標 の期間中に、全国で受け入れ、対応で きる体制を整備する。	と めの検討を行い、国立病院機構の行 セカンドオピニオン制度の概念及び 体的取扱を定めるとともに、セカン	う セカンドオピニオン研修会での意見交換の結果を踏まえ、セカンドオピニオン希望者を 他医療機関へ紹介するために必要な診療情報の提供及びセカンドオピニオン窓口設置に より、外からの希望者を受け入れる体制の構築が図られるよう、平成17年3月に	
	③ 患者の価値観の尊重 患者満足度調査を毎年実施し、その 患者満足度調査を毎年実施し、その 結果を踏まえて患者の利便性に考慮し た多様な診療時間の設定や待ち時間対 た多様な診療時間の改善を図る。項目を 策などサー度調査のお課し、 患者満足度調査のおま、 問題以上の評価を の病院については、 の病院については、 の病院にの評価を がいては、 がいていては、 がいていては、 がいていては、 がいていては、 がいたりに見直し、 がいたりにある。	て、診療時間の見直しや待ち時間対 について検討する。また、患者満足 調査の分析結果を参考に、必要なサ ビスの改善を図る。そのため、平成 6年度中に患者満足度調査を実施する	策 時間に関する調査を行った。	
	77 54 10 分より以音を囚る。		【説明資料】 ・資料9:患者の価値観の尊重 [38頁]	
評価の視点	自己評定	S	評 定 A	
・患者の目線に立った医療を提供するため各病院は、患者満足度調査の活用などを通じて患者の意見を取り入れ、分かりやすい説明と相談体制の充実などサービスを改善できる仕組みとなっているか。 ・患者満足度調査については、多くの研究者の手により、長年研究・開発・セカンドオピニオン制度について、導入のために必要な検討を進め、これを導入し、利用しやすい体制となっているか。 ・患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、サービスの改善を図っているか。 ・患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、サービスの改善を図っているか。 ・患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、サービスの改善を図っているか。 ・患者満足度調査を実施し、とる観性を追求する方法とした。				

- 他し、ての結果を踏まえ、サービスの以書を図つているか。
- くりに努めていると評価を受けた。
- おいて医療相談窓口を設置し、患者に活用されている。また、患者満足 度調査の結果等を踏まえ、充実に向けて様々な取組みを行なった。
- 国立機構内のセカンドオピニオンの現状調査を行った上で、各病院に対 してセカンドオピニオン制度の概念及び具体的取扱いについて通知し、 周知を行った。また、セカンドオピニオン制度についてマスメディアを 通じた情報発信を行ったり、セカンドオピニオン窓口の情報をホームペ ージに掲載するなど、利用者に情報提供を行っている。
- ・患者満足度調査の結果等を踏まえ、診療時間の設定や、待ち時間対策に ついて様々な取組みを行ない、サービスの改善を図った。

- ・平成15年度の調査結果では、分かりやすい説明や相談しやすい環境づ○ 患者満足度調査を踏まえ、説明、セカンドオピニオン、待ち時間など、患 者の要望が多い点に、計画以上の取組みを行っている。
- ・分かりやすい説明と相談しやすい環境づくりを図るため、全ての病院に□□手法の工夫、その実施の徹底は評価できる。改善に結びついている事例や 全体的な成果、改善は必ずしも見えていないように思われた。
 - ①~③、各積極的に推進されているが、必ずしも大幅に上回っているとは いえないと考える。
 - 満足度調査・セカンドオピニオンの推進などサービス改善の努力は、評価 できる。週末(土・日)、休日の開業などは、一般診療に関しても、導入す べきだろう。他の病院とは異なる、国立病院機構の位置づけとして重要な点。
 - 平成16年度計画は充分は達成しているが、現段階では、方法論を確立した にとどまっている。従ってこれが本当に成果を生むか否かは今後の問題であ る。

	(分かりやすい説明と相談しやすい環境 ○ 満足度調査について、内容、手法 ベルの調査手法になっている。他機 も評価される。
	○ 単なる満足度だけでなく不満足度 意識啓発にもつながり、意義は大きい ○ 患者満足度調査は全体に良い成績 た部分があることに問題あり。 ○ 患者満足度調査については、アンク
	17年度にも実施することが望まれる。
	師を信頼しておらず逃げ出していく。 ○ セカンドオピニオンの窓口設置の や地域ごとの患者のニーズの実態が ○ セカンドオピニオンは、体制整備 / ○ セカンドオピニオン制度について
	点も評価されるが、実際的に利用さ に注目したい。 ○ 多病院の分布状況や 残された課題

竟づくり)

- ______ こついて、工夫がなされ、すばらしいレ 関に対して先導的役割を果たしている点
- の調査を行ったことは、回答する患者の
- と考えるが、実際の世上の評価と解離し
- ケート項目をより細かく、より解り易く、
- 大変増加して、評価する。問題は他から 院の患者からの相談は、患者が自院の医可能性がある為)、そのデータがほしい。 前向きな取組みは評価するも、料金体系
- は評価できる。
- 導入され、積極的に情報公開されている れるかがすべてであり、これからの実績
- 各病院の分布状況や、残された課題への言及がほしいところである。

- (患者の価値観の尊重)
 これまで待たせることが「当たり前」という姿勢が強かった医療者の意識 改革の努力が患者に伝わるポイントでもある。具体的な取組みや方法を146 病院の共有化につなげてほしい。
- 患者の不満の大きな点が待ち時間問題(特に外来)であるが、現時点では 未だ不十分であるといわざるを得ない。
- ただ、待ち時間の問題では、「減少」が仲々見込めないだけに、患者が待 っていても苦痛を覚えないような工夫をもっと期待したい。

中 期 目

平成 16 年度計画

平成 16 年度の業務の実績

(2) 患者が安心できる医療の提供

患者が安心して医療を受けることがで きるよう、国立病院機構における医療倫 理の確立を図るとともに、医療安全対策 の充実に努めること。

また、地域医療に貢献するために、救 急医療・小児救急等に積極的に取り組み、 平成15年度に比し、中期目標の期間中 に、救急患者及び小児救急患者の受入数 について10%の増加を図ること。

(2) 患者が安心できる医療の提供 ① 医療倫理の確立

期

患者が安心できる医療を提供するた め、各病院はカルテの開示を行うなど 情報公開に積極的に取り組むとともに、 患者のプライバシーの保護に努めるこ とが、患者との信頼関係の醸成におい て重要である。また、臨床研究を実施 するすべての病院に倫理委員会を、治 験を実施するすべての病院に治験審査 委員会を設置し、すべての臨床研究、 治験について厚生労働省が定める倫理を把握し、必要な改善を図る。 指針(平成15年厚生労働省告示第2 55号)を遵守して実施する。なお、 小規模病院については、その負担の軽 減のため、合同開催等により倫理委員 会を行うこととする。

計

各病院の倫理委員会の組織・運営状 況を把握し、その改善に努めるととも に、倫理委員会の指摘事項をその医療 に適切に反映させることに努める。

② 医療安全対策の充実

の報告を徹底する。

医療安全対策を重視し、リスクマネ ジャーを中心に、ヒヤリハット事例の 適正な分析等のリスク管理を推進する。 院内感染対策のため、院内サーベイ性情報報告制度に協力する。 ランスの充実等に積極的に取り組む。 我が国の医療安全対策の充実に貢献 する観点から、新たな医療事故報告制 度の実施に協力するとともに、すべて の病院において、医薬品等安全性情報

(2) 患者が安心できる医療の提供 ① 医療倫理の確立

各病院は、患者のプライバシー保護 に関し、自院のサービス内容を点検し て必要な改善を行うとともに、カルテ の開示を行うなど情報公開に積極的に 取り組む。

また、臨床研究等を行う小規模病院 等を支援するため、平成16年度中に 倫理委員会を合同開催するとともに、 各病院の倫理委員会の組織・運営状況

② 医療安全対策の充実

我が国の医療安全対策の充実に貢献 する観点から、すべての病院は、新た な医療事故報告制度及び医薬品等安全

また、各病院の医療安全対策を充実 させるため、医療安全に関する医療従 事者の研修を行う。

(2) 患者が安心できる医療の提供

医療倫理の確立

平成15年度の患者満足度調査において各病院は、概ね患者のプライバシーの配慮に 努めているという評価を受けた。

平成16年度において各病院は相談内容が他人に聞こえないよう個室の相談室を設置 するなどの取組みを行った。

各病院は、厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」 に基づいて、カルテの開示請求があった場合には適切に開示を行った。

全病院のうち61%である91病院に、また、病床数500以上の規模の病院に限定 した場合は97%にあたる35病院に倫理委員会を設置した。さらに、治験を実施する 129病院すべてに治験審査委員会を設置した。

平成16年6月に、本部内に中央倫理審査委員会を設置し、多施設共同研究の 一括倫理審査や、小規模病院における臨床研究等の倫理審査を代行することとし、 すべての病院の臨床研究について倫理審査を行う体制を整備した。

中央倫理審査委員会の設立に伴い、平成16年10月に独立行政法人国立病院機構 臨床研究等倫理規程を作成した。

中央倫理審査委員会は、多施設で行う共同研究に関する倫理審査を13件行った。 さらに、各病院の倫理委員会の活動を活性化することにより、倫理委員会開催回数は 15年度の220回から282回へ増加し、さらに審査件数は15年度の854件から

1,196件へ増加した。

【説明資料】

・資料10:患者のプライバシー保護 [45頁]

・資料11:国立病院機構における倫理委員会整備の変化 〔49頁〕

医療安全対策の充実

各病院においては、厚生労働省が医療安全対策として取り組んでいる医療事故情報収集 等事業、医薬品・医療用具等安全性情報報告制度、医療安全対策ネットワーク整備事業 に対して、自院で起こった事案を報告することを通じて医療安全対策への協力を行った。 また、医療安全管理対策に関して、各ブロック事務所において、人工呼吸器の安全管理 や医療事故の法的責任などに関しての研修を実施した。

○北海道東北ブロック … 平成16年9月16日、17日(2日間)

○関東信越ブロック …… 平成17年1月14日、15日(2日間)

○東海北陸ブロック …… 平成17年1月26日~28日 (3日間)

○近畿ブロック …… 平成16年9月10日、10月15日、

平成17年1月27日 (3日間)

○中国四国ブロック …… 平成16年12月8日、9日 (2日間)

○九州ブロック …… 平成16年11月1日、平成17年2月15日(2日間)

すべての病院の医療安全管理室において、医療安全に関する活動を行っていることに 加え、これらの研修を受けて、112か所の病院では、ヒヤリハット要因分析手法の 研修会の実施、緊急事例発生時の対応マニュアルの作成などの取組みを行った。

各病院の適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資するため平成16年4月 に「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」を発出した。

各病院の医療安全管理室においては、指針に基づき、ヒヤリハット体験報告 (ヒヤリハット事例を体験した医療従事者が、その概要を記載した文書) の分析及び 分析結果を現場にフィードバックするなどの取組みを行った。

院内感染対策として、すべての病院において院内感染防止対策委員会等を開催し、 MRSA、ノロウイルス、インフルエンザ等の院内サーベイランスを実施した。

重症急性呼吸器症候群 (SARS) の受け入れ病院においては、SARS患者対応 マニュアルを作成し、患者のトリアージ (病気やけがの緊急度や重傷度を判定して治療 の優先順位を決める)を速やかに行う体制や、院内感染防止対策の体制など、安全な 医療サービスを提供するための体制を整備した。

病院における人工呼吸器の使用実態の把握及び医療事故防止のため、平成16年6月 に「人工呼吸器の標準化等に関するワーキングチーム」を設置し、人工呼吸器の標準化 や計画的な配置、事故がおきにくく患者のニーズに応じた人工呼吸器の開発等の促進に ついて検討を行い、平成16年8月に「人工呼吸器の標準化等に関する報告書」を取り まとめた。

【説明資料】

・資料12: 医療安全管理に関する組織体制 [51頁]
 ・資料13: 医療安全対策の充実 [53頁]

・資料14:医療安全管理対策に係る研修 [60頁]

		<u> </u>										
中 期 目 標	中期計画	<u> </u>	平 成 1	6 年 月	計	画				平成 16 年度の業務	の実績	
	③ 救急医療・小児救急等の予 地域住民を療に受験を 地域色医療を急等 に、救急を いし、力 に、り組むに がり、中で ののの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	献するため に積極的に 5年度は 救急患者及 ついて10 す。	救急医療・ 救急医療・ 療従事者の	・小児救急	等の充乳	集 寒のため、	では、	クー道言ブ四ブ地を5増た急度111 数小小数数事(東越ロ国ロ域整病加。をAa4 急児児急急務(北ブッブッの備院(「担のの3」 医救救患医務(ユロジェク語)は、「真真情」、「真真情」、「真真情」、「真真情	所(ブロクロク要し増1)う評受件(「療急急者寮に(ロツ:ツ:請た加9(救価入))・研医数をお(ツク:ク:に。(→)命を数と(一小修療別担)	等の充実 のででである。 かででである。 かででである。 かででである。 かででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	44日開催 日~21日開催 開催 日~19日開催 日開催 日開催 おいても、新たに24時間 おい間の小児教急医療体 14時間救急を動力の 下度に比してではおいてはおいてはおいてはおいてはおいてはおいてはおいてはおいてはおいてはないである。 14時間では、14時間では、14時間では、14時間では、15時間では	の小児救に を敷いる別に を別の受しない。 での受生労働省では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
評価の視点	自	1己評定	S					評	定	A		

- ・患者との信頼関係を醸成させるため各病院が、カルテの開示及び患 者のプライバシーの保護について適切に取り組んでいるか。
- ・臨床研究を実施するすべての病院に倫理委員会を、治験を実施する すべての病院に治験審査委員会を設置するなど、すべての臨床研究、 治験について厚生労働省が定める倫理指針(平成15年厚生労働省 告示255号)を遵守して実施しているか。
- ・各病院が倫理委員会等の指摘事項をその医療に適切に反映させるこ とに努めているか。
- ・各病院がリスクマネジャーを中心にヒヤリハット事例の適正な分析 等のリスク管理を推進しているか。
- 各病院が院内感染対策に積極的に取り組んでいるか。
- ・各病院が新たな医療事故報告制度や医薬品等安全情報の報告を適切 に実施し、我が国全体の医療安全対策の推進に貢献しているか。
- ・地域において必要とされる救急医療・小児救急に貢献しているか。
- ・救急患者・小児救急患者の受け入れ数について、中期計画に掲げる 目標値の達成に向けて取組み、着実に 進展しているか。

(理由及び特記事項)

- ・患者との信頼関係を醸成させるため、カルテの開示や、個室相談室の設置 など患者のプライバシーの保護について適切に取組みを行なった。
- ・臨床研究を行うほぼすべての病院に院内倫理委員会を、また、治験を行う すべての病院に治験審査委員会を設置した。更に、病院グループとしては はじめて、国立病院機構本部に中央倫理審査委員会を設置し、病院規模が 小さい、あるいは臨床研究を行うことが稀である等の理由により常に倫理 審査委員会を開催することができない病院については中央倫理審査委員会 で審査を受けることができる体制を整備した。また、129病院に治験が 実施できるよう治験審査委員会を設置した
- ・各病院が倫理委員会等からの指摘事項及び個人情報の保護に関する指針等 を遵守しつつ、医療や研究を適切に行うよう取り組んだ。
- ・ヒヤリハット事例については、国立病院機構本部が定めた「独立行政法人 国立病院機構における医療安全管理のための指針(以下「指針」)」に 基づき、各病院に設置されている医療安全管理室において、リスクマネー ジャーを中心に原因の分析等のリスク管理を推進した。
- ・院内感染対策として、全ての病院において院内感染防止対策委員会等を 開催し、院内サーベイランスを実施した。
- ・我が国全体の医療安全対策の推進に貢献するため、指針に基づき、 「医療事故情報収集等事業」、「医薬品・医療用具等安全性情報報告制度」 及び「医療安全対策ネットワーク整備事業」への協力を行なった。
- ・各地域において小児救急研修を実施し、スタッフの能力の充実を図った
- ・地域のニーズに応えて、旧療養所においても24時間の小児救急医療体制 の整備を充実させるなど、小児救急に積極的に取り組んでいる。
- ・救急患者受入数(小児救急患者含む)については、平成15年度に比して 5.3%増となっており、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて進展し ている。
- すべての救命救急センターが充実度Aの評価を得た。

(項目全体にわたる意見)

- 倫理委員会、安全対策については、全病院で開催できる仕組みを作ったり、 研修会を実施するなど計画を大きく上回る実績を上げている。
- 「安心」についての今日、患者の要望は極めて高く、病院側の努力をどの ように理解してもらうかという情報開示が必要になっている。単なる形だ けでなく、その中で何が、どのように行われているかを患者側にわかりや すく知らせる努力を更に望む。
- 「安全」についても、これで良しというものはなく、限りなく努力を続け て戴く必要があると思われる。
- まだ実体を伴ってきているか、不明。評価は待ちたい。初期の目標は形の ものであり、地域全体としての「満足度」が大切。

(医療倫理の確立)

- 医療倫理の確立について、プライバシーの配慮体制の整備など計画通り進 んでいる。倫理委員会の活動も相当に活性化している。
- 倫理委員会、治験の取組みは評価できる。
- 倫理委員会、IRBなどにおいて、外部メンバーの構成が時に地域の名誉 \circ 職に片寄る傾向がある。会議の「お客様」にならないよう本部の指導を期 待する。
- カルテ開示や相談機能の活性化は評価できるが、既に法制化の流れが定着 しつつある。

(医療安全対策の充実)

- 医療安全対策について、その充実に向け、様々な取組みを行っている。
- 医療安全対策について努力しており、評価する。今後、医療事故がどれ位 減少するか、同じような事故が、あちこちの病院で多発することを防げる か、などのデータを出してほしい。
- ・平成16年度救命救急センター評価(厚生労働省)において、14か所□ 平成16年度の目標は充分達成しているが、「報告制度に協力する」「研修 を行う」のはそれ自体が目的ではなく、その結果、医療が安全になり、救 急体制が充実することが本来の目的である。それがどうなるかが今後の課
 - 安全に関連した情報提供については、重大事故事例の報告は決して十分で

はないとの指摘があり、対応が必要である。
<u>(教急医療・小児医療等の充実)</u> ○ 救急医療や小児救急に関しては、単に救急患者の受入
を目標値とするのではなく、オープンシステムとして、 の協力関係(医師の派遣など)も含めて、評価したい。 〇 救急、小児についても、24時間対応の病院が予想を上回
やはり計画を大きく上回っていると判断できる。 ○ 救急患者の受入数について、中期計画の目標の半分強
特段の努力がみられる。 ○ 救急医療・小児救急等の充実については、中期計画を とは言えず「目標値の達成に向けて」の課題ではなかろ
○ 小児救急の充実は、やはり小児科医の確保が最大重点を望む。 ○ 教会医療は関さず、今体で気体、気が表します。
○ 救急医療に限らず、全体で何件、何%アップしたかといる の病院でどう変化したか、県、ブロック単位で救急体制 与えたかが重要で、そのようなデータがほしい。
○ 小児医療の取組みは評価できるが、現場の煩忙や疲弊・ 必要であろう。人員配置との関連の情報が欲しい。

- 入数を増やすことだけ て、地域の他の病院と
- 。 上回る増加を示すなど、
- 強まで増加しており、
- を大幅に上回っている ろうか。 点であり、今後の努力
- ということより、個々 体制にどういう変化を
- 弊することへの配慮が

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 16年度計画	平成16年度の業務の実績
(3)質の高い医療の提供 国立病院機構の医療の標準化を図るため、クリティカルパスの活用やエビデンンに基づく医療(Evidence Based Medicine)に基づく医療(Evidence Based Medicine)に関する情報の共有化を図ること。 に関する情報の共有化を図ること。 に関する情報の共有化を図ること。 に関する情報の共有との身に関係を図りたの身にを図り、併せてもり、との長期療者のQOL(生活の行うのととの時代を図り、存宅を選をでいた。 国立病院機構が有する人がでいる。 国立病院機構が有する原でのことを を有効に活病病質のことを療を施える。 を有効にが、地域を推進との策にある。 を有効になる。 を有効に、 を有効に、 を有効に、 を有効に、 を有効に、 を有効に、 を有効に、 を有効に、 を変いると を変いる。 と。 と。 を変いる。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と、 と。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進することとし、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、クリティカルパス実施件数について50%以上の増加(※)を目指す。 ※ 平成15年度実績 延べ実施件数97,389件	(3) 質の高い医療の提供 ① クリティカルパスの活用 クリティカルパスの普及推進のため、研究会・研修会を開催するとともに、平成16年度中に、クリティカルパスの総作成数(各病院の作成数の積み上げ)の20%以上の増を図る。	(3) 質の高い医療の提供 ① クリティカルパスの活用 より短期間でより効果的な医療を提供するために、クリティカルパスの活用推進に 組織的に取み、全国でも先導的な役割を果たした。 各病院においては、クリティカルパス委員会において検討の上、クリティカルパスを 作成しており、総作成数は5,193種類で、平成15年度(3,935種類)に比べ32.0%増と大幅に増加した。また、クリティカルパス実施件数は、126,827件であり、平成15年度(97,389件)に比べ30.2%増と大幅に増加した。 クリティカルパスの実施と作成を推進するため、各ブロックにおいてクリティカルパス 研修会を実施した。 ○北海道東北ブロック … 平成16年11月9日、11日 ○近畿ブロック … 平成16年11月6日 ○九州ブロック … 平成16年7月21~22日、9月15~16日 また、各病院においては、クリティカルパスの研究会を開催した。
評価を行うための指標を開発すること。 また、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、クリティカルパスの実施件数については50%、高額医療機器の共同利用数については40%の増加を図る			【説明資料】 ・資料21:クリティカルパスの活用 [79頁] ・資料22:クリティカルパス研修の実施状況 [81頁] ・資料23:クリティカルパス研究会について [84頁] ・資料24:クリティカルパスの例 [85頁]
	② EBMの推進 国立病院機構のネットワークを十分に活用し、エビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine。以下「EBM」という。)を実践するため、中期目標の期間中に、臨床評価指標の開発やEBMに関する情報データベースの作成を目指す。	② EBMの推進 臨床評価指標の測定を実施するとともに、各政策医療ネットワークにおい 東京経験を受けるでは、、 連定結果の分析と検討を行い、 底下評価指標の改善に努める。また、 で成16年度中に、EBMに関する情報 で一タベースに関する検討を開始する。	医療の提供を目的に、臨床評価指標を開発し、本部主導で年次測定を開始した。これらの評価を縦断的に行うことで、医療の質の改善を目指すこととしている。 EBMに関する情報データベースの検討について、平成16年度においては全施設に

		当仏物沈豫博評価ン―	
中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
	③ 長期療養者のQOLの向上等 長期療養者のQOLの向上等 長期療養者のQOLの向上等 長期療養者にしてとります。 長期のでは、する受力をは、する受力をでは、するのでは、する受力をもいるでは、するのでは、するのでは、するのでは、するのでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、ののものでは、は、のののは、は、ののののは、は、ののののは、は、のののののは、は、のののののの	受入れや面談室の設置、患者家族の宿 泊室の設置など、長期療養者のQOL の向上について、自院のサービスを点 検し、必要な見直しを行う。 また、重症心身障害児(者)等の在 宅療養を支援するため、通園事業等の 推進や在宅支援ネットワークへの協力 を行う。	また、129病院においてボランティアを受け入れ、ボランティアと職員と協働する体制を推進した。 重症心身障害児(者)、進行性筋ジストロフィー児(者)を受け入れている81病院のうち、患者家族の宿泊室を設置している病院は61病院となっており、平成15年度に比して13%の増と大幅に増加した。 重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通園事業等を推進しており、
	 (4) 病診連携等の推進 地域の医療機関との連携を図り、地域においての病院にも割を担うため、室を担めでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	において地域医療連携室を設置し、平成16年度中に高額医療機器の共同利 用をはじめとする地域との連携方策に	 ・資料30:長期療養者のQOLの向上等 [105頁] ・資料31:積極的なボランティア等の受け入れ [107頁] ・資料32:重症心身障害者(児)通園事業の推進[109頁] ・資料33:人事院総裁賞記事[111頁] ・資料34:療養介助職の創設[115頁] ④ 病診連携等の推進 地域の医療機関との連携を図り、地域において的確な役割を担うため、平成16年

中期	目標	中 期 計 画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
		(5) 政策医療の適切な実施	(5) 政策医療の適切な実施	(8) 政策医療の適切な実施 結核、進行性的ジストロフィーや重症心身障害等については、主として旧療養所が中心となって担ってきた政策医療分野であるが、国立病院機構が更なる発展を遂げるためには、過半数以上を占める旧療養所型病院を活性化することが重要であるため、旧党条所のほとんどの納院及に検討委員として参加を得て、本部に「印練養所型病院の活性化方策に関する検討会」を設置し、全体的な問題を認論する総合委員会とともに、総額、精神、重心、筋ジス分野に関する各名を設置した。全体的な問題を認論する総合委員会とともに、対策、精神、重心、民際頻度全域では、上で、現底の機能を必要である。 「経験部金中間まとめ」に「中間とりまとめ」として報告・公表した。の機計結果を、平成16年9月に「中間とりまとめ」として報告・公表した。の優性を支援することとし、特に人院頻度会域に、これまでの研究成果等を選集の設定を選集のの優性を支援することとし、特に人院頻度会では、本海に同じなので、合理的な遺院基準の設定を選集ので、企業を選集の、対して、一般での機能を表した。のので、合理的な遺院基準を表にした結核医療の提供にあたるなど、呼吸器の様本として、その医療の質の同り上に努めた。」重心、筋ジス部の提供にあたるなど、呼吸器の標準化等に関する目のものが表して、機種の数す込み、上下呼吸器の解発等が必要との「重ないが使用に関する検討として、機種の数す込み人工呼吸器の機力を対して、関係を行ったと、見工呼吸器の体の変なが強力を対した。として、規範の影響を行ったと、表情にはいてケアの行うとともに交場にも対応できる新さな機合の設定ととしており、これを受けて、平成17年4月から「療養節の指示を含まと」においては、臨床評価指標を活用して質の高い医療を行ったとの場にも対応が定め着がと治療評して、単なのには、アルトリークを定的のでは、対解とで、患者の同意致得後、前月の発養を持つた。保護を行ったとのようと、各層においては、血熱のみならず症のいシステム上で関係のとかえテム上で関係を後、前の発養が成者が表れまなのの向上につながった。 また、肝疾患政策医療・その治において、臨床評価指標をなっている方を定例の向上につながった。 また、内分泌・代謝疾患数数を紹介を指することとしておいる。これ、自然の発展を指することを表情において、患者の間を発性的な方法に対して、患者の治療を行った。見ずの発養があるを実施ので、対応を関係を表情値し、専門的な診断を行いたの遺院と関係といて、患者の治療を行った。見からに対している。と述れ、原療を行った。見からに対している。と述れ、原教を行ったと関係を表情において、患者の治療と対して、また、即療と呼吸性が表して、また、可能を表情がある。これ、自然の表情が表情がある。これ、自然の表情が表情が表情がある。これ、自然の表情が表情が表情が表情がある。これ、自然の表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表

・クリティカルパスの実施件数について、中期計画に掲げる目標の達 成に向けて取組み、チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の

- 提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進してい るか。 臨床評価指標の開発や情報データベース等の作成を推進するととも に、ネットワーク機能を生かしてエビデンスに基づく医療を実践し
- ているか。 ・ボランティアの積極的な受入等により、長期療養者のQOLの向上 に取り組んでいるか。
- ・重症心身障害児(者)、進行性筋ジストロフィー児(者)を受け入 れている病院について、患者家族の宿泊施設の設置病院数を、中期 計画に掲げる目標値の達成に向けて着実に増加させているか。
- ・ 重症心身障害児(者)等の在宅支援が進展しているか。

評価の視点

- すべての病院に地域医療連携室を設置し、地域の医療機関と連携を 図っているか。
- ・高額医療機器の共同利用数について、中期計画に掲げる目標の達成 に向けて取組み、着実に進展しているか。
- ・紹介率と逆紹介率について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて 取組み、着実に進展しているか。
- ・結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重 症心身障害等の政策医療について、政策医療ネットワークを活用し て、適切に実施しているか。
- ・開発された臨床評価指標を活用して、政策医療の質の向上を図って いるか。

自己評定

S

(理由及び特記事項)

- ・患者に分かりやすい標準的な医療、チーム医療の提供を推進するためクリ ティカルパス研修会を開催し、パスの作成と利用の普及に努め、クリティ カルパス実施件数は30.2%増加した。
- ・臨床評価指標の開発を臨床研究センター主導で行い、ネットワークを活か したデーターベース作成に取り組んでいる。

また幅広いネットワークの中で検討を行い、結核患者の退院基準の策定 などエビデンスに基づいた観点から医療を実施した。

- ・90%以上の病院においてボランティアを受け入れ、長期療養者のQOL 向上に取り組んでいる。
- ・ 患者家族の宿泊施設の設置病院数については、平成15年度に比して 13%増となっており、中期計画に掲げる目標値をすでに達成した。
- 重症心身障害児(者)等の在宅支援については、通園事業の実施病院が 2病院増加するなどの進展があった。
- ・全ての病院に地域医療連携室を設置し、地域の医療機関との連携を図って いる。
- 高額医療機器の共同利用数については39.026件となっており、 平成15年度に比して38.0%の増と大幅に増加している。
- 紹介率については40.5%、逆紹介率については28.7%となって おり、平成15年度に比して大幅に増加している。
- ・ 「国立病院機構における結核患者の退院基準」を策定し、各病院において 適用するなど、呼吸器疾患政策医療ネットワーク等を活用した、政策医療□○結核患者の退院基準の策定をはじめとする推進も、計画に比べ大幅な進歩 の適切な実施を図っている。
- 各政策医療ネットワークにおいて、臨床評価指標を活用して、診療に関す る情報を相互に共有したり、ネットワーク間で専門医研修会を実施するな ど、政策医療の質の向上を図っている。

評 定 S

(項目全体にわたる意見)

- 16年度の目標を達成し、それ以上の成果があった。
- \bigcirc QOLの向上、政策医療の実施についても、療養介助職の新設、人工呼吸 器の標準化など、これまでの不十分な点を積極的に洗い出し、きわめて前 向きな姿勢が見られる。
- 確かに各数値は大幅に上回っているが、質的向上或いは与える効果が大幅 に改善されたとは判断しにくい。
- EBMの推進、長期療養者のQOLの向上、病診連携等の推進は医療機能 評価機構など、信頼できる第三者評価を受けるべき。

(クリティカルパスの活用)

- クリティカルパス実施件数が30%増したことにみられるように普及推進に 大きな実績をあげた。
- クリティカルパスの作成は、32%増と、計画の20%増を相当に上回ってい る。
- パスの実績は評価される。今後とも、各施設の実情に関する情報を含む実 績報告を望みたい。
- 全国のクリティカルパスの標準化に資する可能性が大きい。どの程度、外 部の委員、意見、既存のものを利用、改善するかも大切な視点。

(EBMの推進)

- 臨床指標、EBMの推進に向けた取組みは、十分に目標を達成している。
- \bigcirc 「結核患者の退院基準」の作成などEBMの推進に向け、大きな実績をあ げた。

(長期療養者のQOLの向上等)

- ボランティアの受入れや療養介助職の創設など長期療養者のQQL向上に 向けて様々な取組みを行い、実績をあげた。
- 療養介助職という患者の為になる新しい職種の新設を評価。
- 療養介助職の配置は当然と思われるが、今後の適切な運用を期待する。

(病診連携等の推進)

- 紹介率、逆紹介率の向上について、中期計画の半ばまで引き上げるなど、 大きな実績があがっている。
- 連携体制の整備、紹介促進、共同利用などは従来の流れを生かして一層の 成果を期待する。各施設の格差の情報は必要であろう。

(政策医療の適切な実施)

- 政策医療の実施に関して、筋ジス治療26病院、重心治療72病院は、国立病 院機構の中で重要な病院群であり、将来、この部門の治療・研究をいかに 進めていくか、収支改善をいかに図るかが重要である。黒字にすることは 難しいので、機構全体として、この部門のバックアップ対策を強化することが、機構全体の経営効率のアップにつながると考える。
- 基本的にシステムが構築されたことは評価したいが、要は中身が問題。特 に患者への説明の努力、納得への支援など、更なる努力を期待する。

		国立病院機構評価シー	
中期目標	中 期 計 画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
2 臨床研究事業 臨床研究事業については、豊富かつ多様な症例を有する国立病院機構のネットワークを活用して、診療の科学的根拠となるデータを集積し、エビデンス(Evidence)の形成に努めること。また、我が国の医療の向上のため個々の病院の特性を活かし、高度先端を大端医療技術の開発やその臨床導入を推進すること。 また、治験についても、上記の国立病院機構の特徴を活かし、質の高い治験を推進するため、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、治験実施症例数の20%の増加を図ること。	構のネットワークを活用して臨床研究を進め、診療の科学的根拠とな発信しているにでいる。 集積はより、情報を質の向上にでいる。 (1) ネットワークを活用したEBMのがある。 (1) ネットワークを活用したEBMのがある。 (1) ネットワークを活用したEBMのがある。 あのエビデンスづくりの推進とそれにあるがいた診療ガイドラインの作成の 基づいた診療ガイドラインの作成の 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の 推進 一般臨床に役立つエビデンスづくに を実施するため、アワークを活用した。 を実施するため、アワークを活用した。	(1) ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進とそれにあることをである。 (1) 本ットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進とそれに基づいた診療ガイドラインの作成の機構に役立つ独自の臨床研究の推進国立病院機構において、ネットワークを活用した独自の臨床研究を推進するため、平成16年度中に、課題を選定し、具体的な臨床研究計画を作成する。	① 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進 本部が主導となり、国立病院機構の全病院のネットワークを活用した「EBM推進の ための多施設大規模臨床研究」を開始した。本研究事業のような多施設における大規模
	を推進する。 また、この成果を基に、政策医療分	床研究の推進 各政策医療分野において、ネットワークを活用した臨床研究計画を作成し、 平成16年度中に、臨床研究を開始する。特に、臨床研究センターが取りまとめ役となっている8分野については、 具体的な5年間の臨床研究計画を作成まするとともに、平成16年度中に臨床	【説明資料】 ・資料44:本部主導によるEBM推進のための大規模臨床研究〔181頁〕 ② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進 臨床研究センター8施設を中心に、臨床の問題解決に焦点を当てた臨床研究課題を 新たに募集し、課題の選定を行った。さらに、採択した以下の課題について、臨床研究
	③ 臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度 平成16年度中に、エビデンスづくりへの貢献(登録症例数等)を主とした評価基準を作成し、政策医療ネットワークを活用した臨床研究成果とともに、臨床研究センター及び臨床研究部の評価を実施する。	評価制度 平成16年度中に、エビデンスづく りへの貢献(登録症例数等)を主な視 点とする臨床研究センター及び臨床研 究部の活動を測るための評価基準を作	これまで、臨床研究センター及び臨床研究部が行った活動に対しては、一定の 評価基準による評価を行っていなかったが、平成16年度には、国立病院機構で行うべ

		国立病院機構評価シー	<u></u>
中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
	(2)治験の推進 国国立帝院機構のネットワークを活用して海院機構のネット現進する。より高い場別で置いた。より高いで置いた。より高いででは一方のでは一方のでは一方のでは一方のででは一方のででは一方のででは一方のででは一方のでは一方の	また、治験を実施するすべての病院に おいて、治験管理部門を設置するととも に、責任者を明確にし、達成率を上げ、	本部の治験窓口として、中央治験支援室を各病院における治験窓口として治験管責任者、治験管理実務責任者を定め、治験等に関する連絡・調整を行う治験ネットワーを平成16年4月から確立した。 治験等依頼者に対する治験実施相談窓口を中央治験支援室に設け、治験実施相談第

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
			VII 治験推進研究事業 「国立病院機構治験推進研究事業」(厚生労働科学研究)として、平成17年1月から以下の事業等を実施した。 ○小児領域における医薬品の適用外使用データベース作成 ○神経難病の患者及び治療実態のデータベース作成 ○国立病院機構における治験のための調査 ○欧米では承認されているが国内では承認されていない医薬品のデータベース作成 ○国立病院機構大規模臨床試験研究の臨床データの品質保証 ○国際共同治験実施のためのデータベース作成 ○国際共同治験実施のための体制構築 ○各病院における円滑な治験実施のための環境整備
			【説明資料】 ・資料47:治験推進対策〔205頁〕 ・資料48:治験研修実績〔216頁〕 ・資料49:依頼者向け治験推進関係資料〔223頁〕 ・資料50:年度別受託研究実績〔235頁〕
	(3)高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進 各病院においては、臨床研究センター及び臨床研究部を中心に、その個性を活かした高度先端医療技術の開発を進めるとともに、その特性等を活かし、臨床導入を推進する。		(3) 高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進 高度先端医療技術として、新型ワクチン、最新の高度医療機器の開発、遺伝子治療、再生治療等の最先端の医療技術の開発を行い、以下に例示するように相当数の実績が得られた。 ○重症急性呼吸器症候群(SARS)ワクチンの開発(近畿中央胸部疾患センター) ○生体人眼の眼球光学特性の測定を可能とするPSF(点像強度分布関数)アナライザーの開発(東定療センター) ○難治性神経疾患の臨床応用としてヒト神経幹細胞一次プロセッシング及びメイン神経幹細胞バンクの技術の開発(大阪医療センター) ○生体間移植として膵島移植免疫抑制法及び凍結保存法技術の開発(千葉東病院) ○リン酸カルシウムセメント・ヒト遺伝子組換え骨形成蛋白複合体による骨形成促進技術の開発(村山医療センター) ○予後不良原発性胆汁性肝硬変患者の判別マーカーによる測定技術の開発(長崎医療センター) なお、平成16年4月には、千葉東病院において本邦2例目となる膵島移植を実施するなど、高度先端医療技術の臨床導入も図った。 【説明資料】 ・資料51:国立病院機構における高度先端医療技術の開発の主な例〔238頁〕

一般診療に役立つエビデンスづくりのため、国立病院機構のネット ワークを活用した臨床研究をどのように推進し、標準的な診療指針

- の作成等に寄与しているか。 ・政策医療分野毎にEBMの推進のため、政策医療ネットワークを活 用した臨床研究をどのように推進し、政策医療分野の疾患について 標準的な診療・治療の指針を作成しているか。
- ・評価基準を作成し、臨床研究センター及び臨床研究部の評価を実施 しているか。
- 質の高い治験を推進するための必要な体制整備等を進めているか。 治験実施症例数について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて 取組み、着実に進展しているか。
- ・高度先端医療技術の開発やその臨床導入は進展しているか。

評価の視点

自己評定

S

(理由及び特記事項)

- ・平成16年度より、国立病院機構のすべての病院を参加対象とした大規模 な 共同研究である「EBM推進のための多施設大規模臨床研究」事業を 開始し、具体的に5課題を選定した上共同研究を開始した。本事業から 得られる研究成果は、いずれも一般診療の質を上げるための良質な エビデンスとなることが期待されている。
- ・臨床研究センターを中心に、各政策医療分野における良質なエビデンス を作るための共同臨床研究を推し進めた。具体的に、5カ年計画を基準と する多施施設共同の臨床研究事業を新たに開始した。また、これまでの 臨床研究で得られた成果を基に、結核診療や人工呼吸器に関する診療の 指針を作成した。
- ・各臨床研究センターは、研究施設が掲げる目標を長期目標・中期目標とし て設定し、目標達成度に基づいた各施設、および各政策医療ネットワーク における研究活動の評価体制を整えた。
- ・国立病院機構内の治験実施体制を確立するため、本部に中央治験支援室を 設置して依頼者に対する治験実施相談窓口を設け、依頼者からの要望に 対 応 できる体制をとった。各病院には治験管理責任者、治験管理実務責任者を ネットワークを確立して着実に治験等を行った。
- ・各病院へは中央治験支援室より治験コーディネータを派遣して業務支援を 他病院の参加等のメカニズム。 行なうとともに、病院全体で治験を推進していくための体制整備の促進、 医師、治験コーディネータ等への治験関係の研修会を実施して質の高い 治 験 を進めた。
- ・治験の実施は、平成15年度に比べ、実施症例数等大幅に増加し、中期計画 に掲げる目標値を既に達成した。
- ・各病院において高度先端医療技術の開発に関する成果が出ており、その 臨床導入にむけ進展を続けている。

定

(項目全体にわたる意見)

- まだ成果がでているわけではない。つまり、症例数のみならず成果の質と 政策的意義、対費用効果等をまっての分析が必要。
- 平成16年度計画に於いては、各項目共に「推進」が記されているように、 漸く諸活動が開始した段階で中期計画を大幅に上回っているとは考え難い。 例えば、治験についても企業に対する対応は早々になされているが、質の高 い治験の推進・病院に対する支援は17年1月以降から行われている。
- 数値目標だけでは出てこない評価点もあると思う。

Α

(ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進とそれに基 づいた診療ガイドラインの作成)

- <u>EBMのためのエビデンスづくりの推進について、国立病院機構のネット</u> ワークを活用した臨床研究活動の様々な取組みを開始した。
- 大規模臨床研究体制の構築は高く評価できる。
- 研究課題も趣旨に適合し、必要性の高いものが選択されていると見受けら
- 研究遂行と、成果の評価制度も妥当と思われる。
- 定めて責任体制を明確化し、本部との連絡・調整を行なことができる治験□○ 結核の指針など非常に注目すべき成果がみられるが、全体的にみると成果 がまだ充分でない。

(治験の推進)

- 重要な「質の高い治験」を推進するため、体制の整備や実施症例数の増加 に向け特段の努力を行い、特に実施数は中期計画の目標値を既に達成した。
- 治験の実施体制の整備も評価される。目標値も達成されている。
- CRCなど、医師のお手伝い的役割に終わらぬよう、質の向上に期待。
- 日本ではこのシステムが遅れているが、このような多数の病院が一つで対 応できるメリットは大きい。

(高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進)

○ 体制やシステムが整うと「本気」が動き出すことの表れ。支援体制が医師 の重い腰を持ち上げたことは大いに評価。しかし、患者への説明や参加支援 の是非が最終的には患者の信頼につながる。課題は、評価基準など今後の取 組み姿勢に残されている。

と。 また、政策医療に関する研修会につい すだ、平成15年度に比し、中期目標の 期間中に、参加人数の25%の増加を見 込むとともに、地域の医療従事者に対する研修として受け入れる る研修事業の充実を図ること。 (※1)を目指す。 併せて、良質な医師を養成するため、 レジデント(専門分野の研修医をいう。)	中 期 目 標	中期計画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
② 医師のキャリアパス制度の構築 国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度を構築し、本部採用の導入に着手する。 ② 医師のキャリアパス制度の構築 国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度の導入に着手する。 ② 医師のキャリアパス制度の構築 医師のキャリアパス制度の導入に着手する。 ※ 正師のキャリアパス制度の構築 医師の事やリアパス制度の構築 を開始したが、研修終了後の専門領域での臨床能力獲得のためのキャリアパスは確立されていない。そのため、医師のキャリアパス制度が開始について検討する場として、まず新臨床研修の次のステップとしての後期臨床研修について検討する場として、平成17年5月に報告をまとめた。この報告を受け、平成18年度から全国に先駆けて後期臨床研修制度を開始し、内科、外科等の専門領域での一定水準の臨床能力を獲得しつつ、患者の視点に立った安全で良質な医療の提供を行うことができる医師を養成するための研修プログラムの作成及び研修指導体制の整備を行うこととしている。 【説明資料】	3 教育研修事業 教育研修事業については、国立病院機構のネットワークやその有する人口がラムの育成がラークを活から、関係を開発するなど、質の高い医療従事者のを開発するなど、質の高い医療であること。 養成に努めること。 一時の事では、中のが、では、中のでは、中のでは、中ででは、中のでは、では、でいるのがである。 一時では、中のののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	3 教育研修事業 教育で修事事業 を	3 教育研修事業 (1) 質の高い医療従事者の養成 ① 質の高い臨床研修医やレジデントの養成 平成16年度中に、国立病院機構の病院を中心とする独自の臨床研修プログラムを作成し、臨床研修医の募集を行う。また、ブロック単位でレジデントプログラムの見直しに着手する。	(1) 質の高い医療従事者の養成 ① 質の高い医療従事者の養成 ② 質の高い臨床研修医やレジデントの養成 国立病院機構の病院を中心とする独自の臨床研修プログラムを作成し、臨床研修医の募集及び養成に取り組んだ。初期臨床研修医の受入数は559人であり、平成15年度に比べ22.9%増加した。なお、医師臨床研修制度の初年度としての影響も考えられ、レジデント受入数は799人で、平成15年度に比べ3.7%減少した。平成16年度から新臨床研修が開始され基本的な診療能力取得のための制度が確立され、国立病院機構内の病院においても研修指導体制の整備を行った。しかしながら、新臨床研修終了後のいわゆる「後期臨床研修」については各病院に委ねられており、専門領域についての臨床能力獲得のための確立された制度がなかった。このような状況の中、内科や外科等の専門領域での一定水準の臨床能力を備え、なおかつ患者の視点に立った安全で良質な医療を提供することのできる質の高い医師を育成する制度が求められており、このような観点に立った研修システムを構築すべく、平成16年11月に「後期臨床研修制度に関する委員会」を本部に設置し、議論の上、平成17年5月に報告を取りまとめた。この報告を受け、平成18年度より全国に先駆けて後期臨床研修制度を開始することとなった。
		レジデント数について20%以上の増加(※2)を目指す。 (※1 平成15年度 臨床研修医現員数 455名 ※2 平成15年度 レジデント現員数 830名 ② 医師のキャリアパス制度の構築 国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度を構築し、本部採用の導入と併せて、	② 医師のキャリアパス制度の構築 医師のキャリアパス制度の導入に 着手する。	「説明資料」・資料52:後期臨床研修制度について〔242頁〕 ② 医師のキャリアパス制度の構築 平成16年度から新臨床研修が開始され基本的な診療能力取得のための制度が確立され、国立病院機構内の病院においても研修指導体制の整備を行ったが、研修終了後の専門領域での臨床能力獲得のためのキャリアパスは確立されていない。そのため、医師のキャリアパス制度構築の一環として、まず新臨床研修の次のステップとしての後期臨床研修について検討する場として、平成16年11月に「後期臨床研修制度に関する委員会」を本部に設置し、議論の上、平成17年5月に報告をまとめた。この報告を受け、平成18年度から全国に先駆けて後期臨床研修制度を開始し、内科外科等の専門領域での一定水準の臨床能力を獲得しつつ、患者の視点に立った安全で良質な医療の提供を行うことができる医師を養成するための研修プログラムの作成及び研修指導体制の整備を行うこととしている。

			<u> </u>
中 期 目 標	中 期 計 画	平成 16年度計画	平成16年度の業務の実績
	③ 看護師のキャリアパス制度の構築 専門看護師の育成を含む看護師の キャリアパス制度を構築し、良質な 看護師の養成と確保に努める。	③ 看護師のキャリアパス制度の構築 看護師のキャリアパス制度を構築し、 良質な看護師の養成と確保に努める。	③ 看護師のキャリアパス制度の構築 国立病院機構の持つ組織や特色を生かして、病院運営に欠かすことのできない有能な専門看護師等の育成と確保、国立病院機構全体の看護水準の向上、患者サービスへの貢献を目的とした看護師のキャリアパス制度を構築し、各種会議や看護職員募集の際の説明会などにおいてPRを行った。 良質な看護師の養成のため、各病院、ブロック事務所及び本部においてキャリアパスに基づく研修を実施するとともに、専門的な知識・技術を習得するため、看護師60人を専門研修機関へ研修派遣した。
			 ○認定看護師研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			(各ブロック事務所) 副看護師長新任研修 2日間 医療安全対策研修会 3日~5日間
	④ 質の高い看護師等養成	④ 質の高い看護師等養成	 ・資料53:看護師のキャリアパス制度の構築 [249頁] ・資料54:看護師のキャリアパス制度の仕組み [251頁] ・資料55:看護師の教育・研修の体系図 [253頁] ・資料56:良質な看護師の養成 [255頁] ・資料57:良質な看護師の確保 [260頁] ・資料58:専門看護手当の創設について [262頁] ④ 質の高い看護師等養成
	看護師等養成所については、第三者によるカリキュラム評価をすべての養成所において実施して教育の質を高めるとともに、再編成等により専任教官の充実を図る。 また、すべての養成所は、地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。	10%以上の養成所において、第三者によるカリキュラム評価を実施するとともに、40%以上の養成所において、地域に開かれた公開講座を実施する。	を どの程度達成したか、また達成しつつあるかを見極め、それを次の教育活動へ
			・貝/10g・貝の向v '自曖叫守食/队〔204貝〕

	<u> </u>		
中 期 目 標	中期 計画	平成 16 年度計画	平成16年度の業務の実績
	(5) EBMの普及のための研修人材養成 政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づいた医療を提供するため、者の等を関係の養成を必要を関係して、一方の選別を関係の表して、一方の選別を関係を関係を対して、一方の選別を関係を対して、一方の選別を関係を対して、一方の選別を関係を対して、一方の選別を対して、一方の選別を対して、一方の選別を対して、一方の選別を対して、一方の選別を対して、一方の選別を対して、一方の選別を対して、一方の選別を対して、一方の選別を対して、一方の基準を対して、一方の表面を対して、一方のの表面を対して、一方の表面を対して、一方のの表面を対して、一方の表面を対して、一方の表面を対して、一方の表面を対して、一方の表面を対して、一方の表面を対して、一方の表面を対して、一方の表面を対して、一方の表面を対して、一方の表面を対して、一方のの表面を対して、一方のでは、一方のので	(5) 医 M の 普及のための 研修人材養成 政策 医療の推進のため、各政策 医療心 変 医原の から とり あ病院 から という できなって、研修を行い、良質など できるの できる	(事)

□ 日の本の後の情には、「日本の主人を担合した。」 日本の主人の 日本の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の

中 期 目 標	中期計画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
	(2)地域医療に貢献する研修事業の実施 政策医療ネットワークにより確立した EBMの成果等を普及させるため、各病院 は、地域の医療従事者を対象とした研究 会等の開催により、地域医療への貢勢める。 当該研究会の内容の充実に努めるとともに、中期目標の期間の最終年度 おいて、14万人以上の参加(※)を得られるよう努める。 (※ 平成15年度実績 研究会延べ参加人数 75,102名	等の内容を吟味し、地域の医療機関に対して参加を積極的に働きかける。	(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施 名病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会等を開催し、地域の医療機関に対してパンフレット配布を行うなど積極的な参加を働きかけた。この結果、平成16年度の延べ参加人数は86,768名であり、平成15年度に比べ11,666名増加した。 【説明資料】 ・資料62:地域医療に貢献する研修事業の実施 [297頁] ・資料63:地域医療研修センターにおける地域医療従事者を対象とした研究会等について [299頁]
評価の視点	自己評定	A	評 定 A
と から から かん	、	~ _	(除るさ)、広は公主者の美人)

- ・独自の臨床研修プログラムに基づき質の高い臨床研修医の養成を行1(理由及び特記事項) い、受け入れ研修医数について、中期計画に掲げる目標値の達成に 向けて取組み、着実に進展しているか。
- ・良質な医師を養成するため、レジデントの養成プログラムの見直し を行い、受け入れレジデント数についての中期計画に掲げる目標値 の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。
- ・医師のキャリアパス制度の構築など、良質な医師の養成と確保に努 めているか。
- ・看護師のキャリアパス制度の構築など、良質な看護師の養成と確保 に努めているか。
- ・看護師等養成所における第三者によるカリキュラム評価を実施して いるか。
- また、専任教官配置の充実に取り組んでいるか。
- ・養成所における地域に開かれた公開講座を実施しているか。
- ・政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づく医療を提供するた め、研修会等を開催し、良質な医療従事者の養成に取り組んでいる か。また、治験・臨床研究推進のための人材養成に取り組んでいる カム
- 政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づいた医療を提供する ための研修会について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取 組み、着実に進展しているか。
- ・各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会等の開催により、 地域医療への貢献を行っているか。
- ・当該研究会の内容の充実に努めるとともに、中期計画に掲げる目標 の達成に向て取組み、着実に進展しているか。

- ・各病院独自の臨床研修プログラムを作成し、臨床研修医の募集および養成を 行った。結果として受け入れた研修医の数は、前年度に比べ22.9%増加 している。
- ・新臨床研修制度後の医師ための新しい研修制度として、後期臨床研修制度を 立ち上げるため、「後期臨床研修制度に関する委員会」を本部に設置し、 議論の上報告書を作成し、この結果を受けて平成18年度より全国に先駆け て後期臨床研修制度を開始することとした
- ・初期臨床研修制度の初年度としての影響も考えられ受入たレジデント数は 799名であり、3. 7%減少している。
- 良質な医師養成のためのキャリアパス制度構築の一環として、まず 初期臨床研修後のキャリアパスの検討を行い、国立病院機構における□○□ 後期臨床研修制度についての報告書を作成し、この結果を受けて平成18年 度より全国に先駆けて後期臨床研修制度を開始することとした。
- ・看護師のキャリアパス制度を構築し、キャリアパス制度に基づく研修を 実施することにより良質な看護師の養成に努めるとともに、キャリアパス制度 のPRを行なうこと等により良質な看護師の確保に努めた。
- 18か所(24.7%)の養成所において、第三者によるカリキュラム 評価を実施した。また、看護師等養成所の再編成を着実に推進することによ り、専任教官配置の充実を図った。
- ・37か所(50.7%)の養成所において、地域に開かれた公開講座を 実施した
- ・EBM推進の観点から各政策医療ネットワーク各分野にて研修会を行った。 また、治験及び臨床研究を推進するための研修会も積極的に開催し、 総参加者数は、1、905名となり、前年に比べ24.9%と大幅に増加し
- ・各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会等を開催し、地域の 医療従事者の養成に努めた。
- ・地域医療研修センターでの研究会の延べ参加人数は、前年に比べ 11,666名増加している。

(質の高い医療従事者の養成)

- キャリアパス制度の構築について、医師及び看護師とも、制度構築に努 力がなされている。
- 少歩み始め・形はできたが、実績はこれから。中身の充実等更なる努力を 期待したい。
- 後期臨床研修体制の成功を期待している。
- 研修医の受け入れは増加し、マッチングで選ばれている。
- 後期研究体制は、なお生硬であり、実効性は不明だが、先導性は評価さ \bigcirc れる。
- 看護の煩忙、人員の相対的不足に、養成の取組みがどういう成果が上が っているかは、まだ不明である。
- 医師の相対的不足で研修指導業務が適切に行われているか、研修医が定 着するか、今後の動向に注目したい。
- 国立病院なので、もっと高い視野での思考も大切。
- 医師養成についての我が国の構造的問題(学位制度など)について、考 えられていない。
- 夜勤専門等、看護師の業務のあり方も考えられないか。
- 前期研修医がどれくらい残るのか。看護師のキャリアパスの「その後」 も含め今後の成果に注目したい。
- 本教育研修事業については当該事業の性格からしても初年度から中期目 標を大幅に上回っているとは考え難く、中期計画に向かって着実に歩みだ したという事と判断する。後期臨床研修制度も平成18年度より開始される こととなっている。
- 受け入れ研修医の数は中期目標を達成する実績をあげたが、レジデント の受入れは事情があるにせよ、減少している。

(地域医療に貢献する研修事業の実施)

地域医療研修の成果は評価できる。

			国 江 病	元機構	平価シー	F
中 期 目 標	中 期 計	十 画	平成	16年月	度 計 画	平成16年度の業務の実績
4 災害等における活動 災害や公衆衛生上重大な危害が発生し 又は発生しようとしている場合には、迅 速かつ適切な対応を行うこと。	4 災害等における活動 (大きな) (大きな) (いる場合には、 かつ適切な対応を	又は発生 適切な対応 において	公衆衛生上重力 しようとして なが図れるよう	なた た な た る 成 1 6 情 さ し 、 度 に に を は に に を に に を に に を に に に に に に に に に に に に に	平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震被災地(特に甚大な被害を受けた 小千谷市、川口町など)に対して、地震発生直後より医療班を派遣するなど、継続的な
評価の視点 自己評定			S		評 定 S	
・災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又に合には、医療班の派遣等の迅速かつ適切なまた、災害医療研修等が充実しているか。		・新潟県中越地震中越地震中域の一大大学を大学をできます。では、一大大学を大学をできます。では、一大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大	とでは、とでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、 では、 では、 では	64の医療助った。った。った地震等被災 防機構の職員本部主催、な災害訓練の	を派遣し、合計 地に対する日本 12名が参加し ブロック主催の	3 1 3 名の職員 ある。変化を評価する。 ○ 災害派遣について、中越地震時など成果を出している。 ○ 政府の国際緊急 、援助活動を行 ている。 ○ 国民の安全・安心への貢献度大。 ○ 可ック拠点病院の意義と職員スタッフの役割認識の高さを評価。 働省及び東京都 ○ 災害等における活動は極めて評価されるものと判断する。

期 目

期 計

平成 16 年度計画

平成16年度の業務の実績

第3 業務運営の効率化に関する事項

企業会計原則の下、収支相償(経常損益 ベース。以下同じ。)の運営が求められる 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、国立して、会計ルールを見直すとともに、 病院機構の業務運営全般にわたって抜本的|部門別決算、月次決算等を導入する。また、 な改善を図るとともに、国立病院機構全体|財務面においては、国立病院機構全体とし として収支相償の経営を目指して業務の効 て収支相償(経常損益ベース。以下同じ。) 率化を一層図ること。

1 効率的な業務運営体制の確立

効率的な業務運営体制となるよう、組 織の役割分担の明確化、管理体制の再編 成、弾力的な組織の構築を行い、加えて、 その期待される使命を確実かつ効果的に 果たせるよう人員配置等について見直し 等を行うこと。

また、看護師等養成所については、質 の高い養成を行うとともに、効率的な運 営の観点から再編成を行うこと。

成するためにとるべき措置

企業会計原則が適用されることに対応 の経営を目指す。これらと併せ、以下の|おいては、独立行政法人移行後の効率的な 業務の効率化を推進する。

効率的な業務運営体制の確立

国立病院機構においては、本部・ ブロック組織、院内組織及び職員配置等 について、効率的な運営が可能となる 組織とする。

(1) 本部・ブロック組織の役割分担

① 役割分担

本部・ブロック組織の役割分担を 明確化し、同一業務を分掌しない体制 とするとともに、効率的な組織運営と する。このため、管理業務は原則本部 が実施することとし、地方で実施した 方が合理的で効率的な業務については ブロック毎に事務所を設置して処理す ることとする。

ブロック事務所は、病院の事務処理 支援機能に重点を置いた組織運営とす る。

② 効率的な管理組織体制

平成15年度末の8ブロックを 平成16年4月1日に6ブロックに 改組する。

また、機構本部・ブロックの職員配置 については、平成15年度末の本省 国立病院部及び地方厚生(支)局 病院管理部の定員388名から平成 16年4月1日に本部・ブロック合計 の職員数を291名へ見直しを行う。

成するためにとるべき措置

第1期中期計画の初年度として、 |部門別決算と月次決算の導入を行うことに |体制の確立を図った。 より、各病院がその財務状況を確実に把握 |できる体制を確立する。併せて、初年度に 組織体制の確立を図るなど、以下の業務の 効率化を行う。

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 本部・ブロック組織の役割分担 ① 役割分担

平成16年4月1日に、本部を5部 14課体制、ブロック事務所を1部 5課体制で発足させ、また、両者の 役割分担を明確化し、ブロック事務所 においては、病院の支援機能に重点を 置いた管理業務を行うものとする。

② 効率的な管理組織体制

平成16年4月1日に、従来の 8ブロックを6ブロックに改組し、 北海道東北、関東信越、東海北陸、 近畿、中国四国及び九州ブロックを 設置する。

また、機構本部・ブロックの職員配置 を、平成15年度末の本省国立病院部 及び地方厚生(支)局病院管理部の 定員388名から、平成16年4月1日 の本部・ブロック合計の職員数291 名へと削減する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達│第2 業務運営の効率化に関する目標を達│第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人全体が企業会計原則の会計処理の下、部門別決算と月次決算の導入を行い、月次決算 |法人全体が企業会計原則の会計処理の下、|については、すべての病院において実施した。併せて、独立行政法人移行後の効率的な組織

1 効率的な業務運営体制の確立

(1)本部・ブロック組織の役割分担

① 役割分担

平成16年4月1日に、本部を5部14課体制、ブロック事務所を1部5課体制でそ れぞれ発足した。両者の役割分担については、月次決算、年度計画、増員計画、投資計画、 臨床研究等の業務は、本部と病院間において直接行い、ブロック事務所は、本部と病院 との連絡調整等の支援業務を行った。

また、ブロック事務所は管内基幹病院の院長から選任したブロック担当理事の下、 管内の人事交流の促進を目的とする人事調整会議を設置し、管内の人事異動及び職員の 採用を行い、併せて病院の設計をし、労務管理等の支援を行った。

② 効率的な管理組織体制

平成16年4月1日に、従来の8ブロックを6ブロックに改組し、北海道東北、 関東信越、東海北陸、近畿、中国四国及び九州ブロックを設置した。

また、職員配置については、平成15年度末の本省国立病院部及び地方厚生(支)局 病院管理部の定員388名から、平成16年4月1日の本部・ブロック合計の職員数を 291名に25.0%削減し、より効率的な管理組織体制とした。

中期目標	中期計画	平 成 16 年 度 計 画
	(2)弾力的な組織の構築 ① 院内組織の効率的・弾力的な構築 効率的な体制の標準型に基づき、 各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。	(2) 弾力的な組織の構築 ① 院内組織の効率的・弾力的な構築 効率的な体制の標準型に基づき、 各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。
	② 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 病院の機能に応じて特命事項を 担う副院長の設置を可能とするとと もに、副院長の役割と院内での位置 づけを明確化する。	② 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 副院長複数制の導入 副院長の役割と院内での位置づけ を明確化し、院長等が非常勤理事を 兼ねる病院は、副院長複数制を導入 し、また、それ以外の病院において も、機能に応じて特命事項を担う 副院長を設置する。
	イ 地域医療連携室の設置 すべての病院に地域医療連携室を 設置して、地域医療との連携への 取組を強化する。	イ 地域医療連携室の設置 平成16年4月1日にすべての 病院に地域医療連携室を設置して、 地域医療との連携への取組を強化す る。
	ウ 医療安全管理室の設置 すべての病院に医療安全管理室を 設置して、リスクマネジメントへの 取組を強化する。	ウ 医療安全管理室の設置 平成16年4月1日にすべての 病院に医療安全管理室を設置して、 リスクマネジメントへの取組を強化 する。
	エ 看護部門の改革 看護部門については、病棟部門と 外来部門の連携の推進をはじめ、 効率的・効果的な運営体制とする。	エ 看護部門の改革 看護部門については、病棟部門に 常勤職員を配置し、外来部門は、 一定の常勤職員以外は非常勤の職員 を中心とした配置とする。また、 病棟部門と外来部門の連携を行い、 効率的・効果的な運営を行う。
	オ 事務部門の改革 事務部門については、従来の管理 業務主体の組織から経営企画重視の 組織とする。	オ 事務部門の改革 事務部門については、従来の管理 業務主体の組織から経営企画重視の 組織とするため、これまでの、庶務課、 会計課及び医事課の3課体制から、 平成16年4月1日に企画部門と 管理部門の2課体制にスリム化した 上で、経営企画重視の事務処理を 実施する。

平成 16 年度の業務の実績

(2) 弾力的な組織の構築

① 院内組織の効率的・弾力的な構築

院内の効率的・弾力的な組織を構築するため、診療部門及び事務部門を効率的な体制 の標準型に基づき、各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的・効果的な 体制とするため、各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じ、医師の組織体系に ついては、部下数に応じた組織に見直し、事務部門については、収益と費用が一元管理 できるよう国時代の会計課と医事課を整理合理化して企画課を設置し、国時代の庶務課 を管理課とする2課体制として一課減等を図った。

② 組織運営の方針

ア 副院長複数制の導入

副院長の役割と院内での位置づけを明確化し、院長等が非常勤理事を兼ねる 名古屋医療センター、大阪医療センター及び熊本医療センターの3病院で副院長複数制 を導入し、また、それ以外の病院においても、機能に応じて特命事項を担う副院長を 帯広病院及び呉医療センターの2病院で設置した。

地域医療連携室の設置

平成16年4月1日に、地域医療との連携強化を図るため、新たにすべての病院に 地域医療連携室を設置するとともに、68病院で専任の職員を配置した。

【説明資料】

・資料68:地域医療連携室、医療安全管理室に専任の職員を配置した病院〔316頁〕

医療安全管理室の設置

平成16年4月1日に、リスクマネジメントへの取組の強化を図るため、すべての 病院に医療安全管理室を設置し、200床以上の141病院では、専任の職員を配置

【説明資料】

・資料68:地域医療連携室、医療安全管理室に専任の職員を配置した病院〔316頁〕

エ 看護部門の改革

効率的・効果的な運営を実施するため、国時代に行っていたフルタイムの 非常勤職員制度である賃金職員制度を踏襲せず、病棟部門には、必要な職員数は すべて常勤職員で配置し、外来部門には看護師長等の管理者などの常勤職員は配置す るものの、短時間の非常勤職員の確保が可能である場合は外来受付時間や 外来診療時間帯に合わせた非常勤職員の配置を極力行うなど、サービス水準の維持を 図りつつ、病棟部門・外来部門の連携を行うなどの効率的・効果的な運営を目指した 看護師配置の見直しを図った。

オ 事務部門の改革

従来の管理業務主体の組織から経営企画主体の組織とするため、これまでの庶務課、 会計課及び医事課の3課体制から、平成16年4月1日に企画部門と管理部門との 2課体制にスリム化し、経営企画を重視した組織とした。国時代の収入部門であった 医事課と支出部門であった会計課を統合することにより、医事と会計がそれぞれ独立 して歳入・歳出予算を管理・執行していた従来の仕組みを廃し、企業会計原則に 基づく的確な経営状況の把握、経営の状態を踏まえた適正な病院運営、経営戦略の 立案に当たる部門と、従来の庶務及び労務を司る管理部門による組織体制とした。

中期目標	中期計画	平成 16 年度計画	平成16年度の業務の実績
	(3)職員配置 各部門における職員の配置数について は、各職員の職務と職責を考慮して、適 切なものとするとともに、業務量の変化 に対応した柔軟な配置ができる仕組みと する。	(3)職員配置 各部門における職員の配置については、 各職員の職務と職責を考慮した適切なも のとするとともに、常勤職員と短時間 非常勤職員により業務量の変化に対応し た柔軟な配置とする。	具体的な例としては、看護師については、夜勤を伴う病棟部門にあっては、必要数をすべて常勤職員で配置し、原則夜勤のない外来部門にあっては、看護師長等の管理者などの常勤職員は配置するものの、短時間の非常勤職員の確保が可能である場合は極力非常勤職員の配置を行い、病棟部門・外来部門の連携を行うなどの効率的・効果的な運営を目指した看護師配置の見直しを図った。また、技能職については、離職後の後補充は行わず、短時間の非常勤職員での補充又はアウトソーシングでの対応を実施した。 技能職は、平成16年度において143人を削減する計画のところ、これを大幅に上回る258人の純減を図った。
	(4) 職員の業績評価等の適切な実施 組織目標を効率的かつ効果的に達成 するため、職員の業績を適切に評価する	(4)職員の業績評価等の適切な実施 人事評価制度の導入に着手する。	[平成16年度期首における技能職の職員数3,587人に対し、7.2%の減] さらに、検査部門におけるブランチラボを3病院で、給食業務の全面委託を5病院で 導入するとともに、給食業務は部分委託の導入についても積極的に推進した。 (4)職員の業績評価等の適切な実施 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成16年度の 冬期賞与の支給において一部の管理職に、医業収支が特に良好な病院に支給する
	人事評価制度を導入する。		年度末賞与の支給において支給対象病院の管理職全員に対する業績評価を実施した。また、各病院の院長については、各病院の業績評価と連動する年俸制を導入した。併せて、平成16年度の民間の評価制度及びその運用方法等について調査を行った。なお、副院長等の管理職である医師について、業績評価と連動する年俸制を検討し、平成17年度から導入を図ることとしている。 【説明資料】 ・資料69:業績手当の年度末賞与の職員の業績の反映について〔321頁〕 ・資料70:副院長等の年俸制について〔324頁〕
	(5) 外部評価の活用等 独立行政法人評価委員会の評価結果を 業務改善に積極的に反映させるとともに、 会計監査人による会計監査を有効に活用 する。	(5)外部評価の活用等 平成16年度は、全病院において、 会計監査人よる監査を実施する。	(5)外部評価の活用等 すべての病院において、1施設あたり最低年2回の会計監査人による会計監査を受け、 会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。 また、各ブロック事務所において、会計制度に関する説明会を8月に開催し、 会計監査人から会計処理等の説明を受け、すべての病院担当者の知識の習得及び向上を 図った。さらに、各病院で発生した会計処理に関する疑義に対応し、機構内の会計処理の 統一化を図るために本部を中心とした疑義回答の体制を構築するとともに、ブロックごと に配置された専任の会計監査人の担当者から経理指導を受ける体制を構築した。
	(6)看護師等養成所の再編成 看護師等養成所については、専任教官 の充実などにより質の高い養成を行うと ともに、その効率的な運営の観点から 再編成を行い、平成15年度の80ケ所 から中期目標の期間中に49ケ所とする。	(6)看護師等養成所の再編成 平成16年度において、看護師等養成 所を5施設廃止し、75施設とする。 これに伴って専任教官充足のための教官 再配置を行い、2施設を大型校とする。 また、17年度の学生の募集を24校 で中止し、着実に再編成を実施する。	伴って教官再配置を行い、2施設を大型校とした。 また、17年度の学生の募集を24校で中止した。

(項目全体にわたる意見) ・本部・ブロック組織について、役割分担を明確にし、同一業務を分 (理由及び特記事項) ・本部とブロック事務所の役割分担を明確にし、ブロック事務所は、本部と ○ 組織体制のスリム化、合理化の実績は評価できる。ただし、円滑な運営 掌しない体制にするなど効率的な運営が可能な組織としているか。 重複しないよう業務を分担した。 ・各病院の組織については、効率的な体制の標準型に基づき、病院の 地域事情や特性を考慮した効率的な体制としているか。 職員配置については、15年度末の本省国立病院部及び地方厚生(支)局│○ 一応、できることはした。 ・職員配置数については、各職員の職務と職責を考慮して、適切なも 病院管理部の定員388名から、平成16年4月1日の本部・ブロック合□□ のとするとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置ができる仕 計の職員数を291名に25.0%削減し、より効率的な管理組織体制と〇 組みになっているか。 した。 平成15年度までのレベルが低く、ようやくの感が強い。 ・職員の業績を適切に評価する人事評価制度を導入しているか。 ・各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じ、副院長複数制の導入や┃○ まだ施行の効果の客観的評価には時間がかかる。 ・独立行政法人評価委員会の評価を業務改善に積極的に反映させると 地域医療連携室及び医療安全管理室をすべての病院に設置した。 国時代のフルタイムの非常勤職員制度である賃金職員制度は踏襲せずに、 して簡単ではないと思われる。 ともに、会計監査人による会計監査を有効に活用しているか。 常勤職員と短時間非常勤職員による業務量の変化に対応できる柔軟な配置│○独立行政法人としては、このような効率化を図ることは当然であり、中 ・看護師等養成所の再編成が着実に進展しているか。 を実施した。 期計画を著しく上回って改善されたとは考え難い。 事務部門は、国時代の3課制から2課制とし、管理業務主体の組織から 経営企画を重視した組織とした。 (本部・ブロック組織の役割分担) ・ 技能職については、離職後の後補充は行わず、短時間の非常勤職員での 補充又はアウトソーシングでの対応を実施した。 ・検査部門におけるブランチラボを3病院で、給食業務の全面委託を5病院 (弾力的な組織の構築) で導入した。 ・人事評価制度を導入し、管理職員の業績を評価し給与に反映するとともに、 ○ 安全管理等に「これで良し」はなく、更なる努力を。 院長に年俸制を導入した。また、平成17年度に副院長等の管理職である 医師に年俸制を導入することとした。 評価を活用すべき。 ・すべての病院において会計監査人による会計監査を受け、指摘事項を業務 改善に活用した。 (職員配置) ・ 会計制度に関する説明会を開催し、病院担当者の知識の習得及び向上を <u>ブランチ</u>ラボ、全面委託後の「質」の評価が重要。 図った。 ・ 機構内の会計処理の統一化を図るため、本部を中心とし会計監査人を 各ブロックごとに配置した疑義回答の体制を構築した。 ・看護師等養成所の再編成については、計画通り5施設廃止し、75施設と の役割が重要になっている昨今、配置の見直しが重要。 した。また、17年度の学生の募集を24校で中止した。 (職員の業績評価等の適切な実施) に切り込んでもらいたい。 されたい。 (外部評価の活用等)

S

自己評定

評価の視点

評

- に至っているのか、新たな問題が起こっていないか十分に見えない。
- 一部、計画を上回るものがあったものの、多くは計画通りの達成。
- 社会構造全体との整合性も考えながら政策をすすめる必要がある。
- 民間の努力から比すれば、厳しく内省すべき部分と思う。意識改革は決

○ 本部とブロックの役割分担を明確にしたことは良いが、ブロックの役割 が中途半端な部分(連絡調整業務)が残っているのでないか。

- (2)の「院内組織の効率的・弾力的な組織」も、(5)のように外部
- 無駄な人件費の削減は大切なことではあるが、サービスの質の低下につ ながらなければよいが… (例えば外来における看護業務:外来で抗がん剤 点滴などを受ける患者からの苦情など)。病態変化により、むしろ外来看護
- 人事評価制度を導入したことはすばらしいが、管理職に限定されており、 最大の問題である一般職については今後の課題となっている。ぜひ一般職
- 人事評価制度の導入も評価できるが管理職(非組合員)の範囲に限られ ていることの限界があるように見受けられる。手法の具体的内容(考課基 準) や考課者の訓練も必要である。管理職の評価とはいえ、患者の視点か らの評価項目、チーム医療の円滑な実施の観点などからの評価項目も配慮

○ 会計監査の指摘の活用の実状が必ずしも見えない。

中 期 目 期 計 平 成 16 年 度 計 画

平成16年度の業務の実績

-各病院の特性を活かした良質な医療の 提供を図るとともに、組織編成や職員の 適正配置などの業務運営の見直しを通じ て、診療収入等の増収及び経費節減を図 り、各病院の収支改善を促進すること。

(1)業務運営コストの節減等

医薬品等の購入方法の見直しや業務委 託の活用等を行うことにより、材料費等 の経費の節減に努めること

また、平成15年度に比し、中期目標 の期間の最終年度において、一般管理費 (退職給付費用等を除く。)を15%程 度節減すること。

個々の病院の特色・機能を十分に発揮 させるとともに、院内の効率的・効果的 な組織の構築や職員の適正な配置を行う とにより、診療報酬上の新たな基準等 の取得や効率的・効果的な医療の提供を 通じて増収を図るとともにコスト削減に 努め、個々の病院においても収支相償な いしそれ以上を目指す。なお、収支相償を超える病院については、実績が評価さ れる仕組みをつくる。

(1)業務運営コストの節減等

医薬品等の購入方法や業務委託の推進 ・点検等様々な取組を行うことにより、 中期目標の期間の5年間を累計した損益 計算において、経常収支率が100%以 上となるよう費用の節減等を図る。

① 材料費

包括評価等の今後の診療報酬改定を 考慮しつつ、後発医薬品の採用促進、 同種同効医薬品の整理、共同購入等の 調達方法及び対象品目等の見直しを 行い、薬品費と消耗品費等の材料費率 の増の抑制を図る。

また、企業会計原則に基づいて適正 に 棚卸しを行うことにより、過剰な 在庫を削減する。

② 人件費率等

人事に関する計画に基づき、適正な 人員の配置に努めるとともに、業務 委 託 についてもコスト低減に十分配慮した 有効活用を図ること等により、中期目標 けるブランチラボの導入及び給食業務 の期間中、人件費率と委託費率を合計 の全面委託の導入を実施し、引き続き した率について、業務の量と質に応じ

た病院運営に適正な率を目指して抑制 を図る。

個々の病院の特色・機能を十分に発揮 させるとともに、院内の効率的・効果的 な組織の構築や職員の適正な配置を行う ことにより、診療報酬上の新たな基準等 の取得や効率的・効果的な医療の提供を 通じて増収を図るとともにコスト削減に 努め、個々の病院においても可能な限り 収支相償を目指す。なお、収支相償を超える病院については、実績が評価される よう年度末賞与の制度を導入する。

(1)業務運営コストの節減等

① 材料費

平成16年度の診療報酬改定の影響 を踏まえ、材料費率の抑制を図るため、 医薬品の共同購入等を進める。

また、毎月月末に棚卸しを全病院で 行うことにより、在庫の適正化を図る。

② 人件費率等

適正な人員の配置に努めるとともに、 業務委託についても、平成16年度か ら、モデル病院で新たに検査部門にお コスト低減に十分配慮した有効活用を 推進する。これらにより、人件費率と 委託費率を合計した率について、業務 の量と質に応じた病院運営に適正な率 を目指して抑制を図る。

2 業務運営の見直しや効率化による収支│2 業務運営の見直しや効率化による収支│2 業務運営の見直しや効率化による収支│2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的・効果的な体制とするため、 各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じ、その機能が最大限発揮できるよう組織 の見直しを行った

また、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るととも 材料費、人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、個々の病院においても 収支相償を目指し収支改善を推進した

なお、個々の病院においても収支相償を目指す観点から、経常収支において収支相償を 超えた病院については実績が評価されるよう、一定の基準を設け年度末賞与の制度を導入 し、3月31日に支給をした。

(1)業務運営コストの節減等

① 材料費

材料費率については、平成16年4月の診療報酬改定(マイナス1.0%改定)によ り収益が減少するなかで、年度計画23.9%のところ年度決算では23.4%となり、 抑制を図ることができた。

当機構においては、独立行政法人移行に伴い、契約方法において次の2点について 会計規程の見直しを行うことにより、契約価額の抑制を図った。

○契約決定に関して競争的方法(競争入札)を採った場合は、第一交渉権者を決定し た後、さらに価格交渉を行い契約価額を決定することとした。

○契約を複数年度にわたって締結できるようにした。

また、医薬品においては、昨年度に引き続き各ブロック事務所での共同入札を実施す ると共に、10月からは関東信越、東海北陸、近畿及び中国四国の4ブロック管内 101病院の取扱う主要約6千品目について、初めて本部による共同入札を実施するこ とで医薬品費の抑制を図った。

さらに、すべての病院において「実地棚卸マニュアル」を作成し、毎月末に棚卸しを 行い、適正な在庫管理に努めた。

【説明資料】

・資料72:国立病院機構本部における医薬品共同入札について〔339頁〕

職員給与における基本給について、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の特徴 である年功的要素の影響を抑制するとこととし、一般職員について若年層の給与水準は 変えず、民間の給与水準を勘案して中高年の年功的な給与水準を緩やかな給与カーブと する等、給与制度を見直した。なお、平成19年度10月から実施することとし、それ までの間は、経過措置として、平成16年3月31日の現給を保障することとした。

また、旧療養所等の職員に支給されている給与における調整額は、昭和20年代に 国家公務員の給与制度において措置されて以来、50年以上が経過しており、①調整額 の存在自体が、職場間の不公平や配置転換の妨げにつながっている面もあること、 ②調整額の支給水準についても、民間の実態と比べると乖離が著しい状態となっている こと等から、平成16年度末に調整額を廃止し、平成17年4月から勤務実態に応じた 特殊勤務手当を創設することとした。

さらに、適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託についても、平成16年度か ら、検査部門におけるブランチラボを3病院で導入するとともに、給食業務の全面委託 についても5病院で実施し、国時代から引き続き実施したコスト低減に十分配慮した効 率化を推進した。

○ブランチラボ ○給食全面委託 アランデフル H16. 4.1 宇多野病院 H16. 7.1 長崎神経医療センター H16. 10.1 埼玉病院 , 札幌南病院 東京医療センター 宇多野病院 H16. 4.1 H16. 4.1 H16. 4.1

人件費率と委託費率を合計した率の抑制については、次のとおり抑制を図ったところ である。年度計画 59.1% を、16年度決算 58.0%に改善。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
			【説明資料】 ・資料73:給与カーブの見直しについて〔342頁〕
	③ 建築コスト 建築単価の見直し等を進めるとともに、 コスト削減に直接結びつく一括契約の 導入等を図り、投資の効率化を図る。	③ 建築コスト 建築コスト削減のため、国立病院機構における病院建築標準仕様等の策定に関する検討会を設置し、病院の規模・機能等に応じた各部門の適正なコスト、標準面積等に関する指針を作成する。	③ 建築コスト 国立病院機構本部は、建築コスト削減のため、平成16年7月16日に民間の有識者を含む「病院建築標準仕様等の策定に関する検討会」を国立病院機構に設置し、公的病院や民間病院等における病院建築の実態等を参考に、病院建築の基本的考え方、経営を考慮した投資の考え方について議論を重ね、平成17年3月30日に同検討会の報告書が取りまとめられた。この報告書を基に、平成17年3月30日に同検討会の報告書が取りまとめられた。この報告書を基に、平成17年3月30日に今後の建築コスト削減に資するものとして、「国立病院機構における建物整備の指針」を策定し、病院建築の投資の基本的な考え方とともに、無駄がなく機能的でメリハリの効いた整備など各部門の基本的な仕様や公的病院あるいは民間病院の整備実績を踏まえ、1床あたりの整備額の目安を1,500~2,000万円とし、従来の国の建築コストの半分以下とする指標を示すなどコスト削減の方向性を明らかにした通知を各病院に示し、今後の建物整備すべてに適用することとした。また、契約決定に関して競争的方法(競争入札)を採った場合は、第一交渉権者を決定した後、更に価格交渉を行うなどコスト削減について一層の努力を行った。職員宿舎の確保については、民間活力を活用した方式として、建設費用、メンテナンス費用等の効率化ができるリース方式による整備、PFI方式による整備の導入を図り、リース方式については、その方法について各病院に示した。 ○平成16年度実績リース方式(1か所着工) PFI方式(1か所着工) 【説明資料】 ・資料74:職員宿舎確保の選択肢の拡大(リース宿舎の導入)について〔344頁〕・資料75:国立病院機構における建物整備の指針について〔349頁〕
	④ 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等の 運営、委託形態 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等に ついて、契約方法及び契約額等を 見直すことにより、費用の節減を図る。	運営、委託形態	④ 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等の運営、委託形態 平成16年度の契約から契約期間を複数年とすることを可能とし、併せて、総合評価によるプロポーザル契約の導入により事業者間の競争性を高めるとともに、かつ業務内容の充実を図るなど、業務全体の効率化を図った。(1,171件中、434件をプロポーザル契約等へ変更。)
	(5) 一般管理費の節減 平成15年度に比し、中期目標の 期間の最終年度において、一般管理費 (退職給付費用等を除く。) について、 15%以上節減を図る。		(5) 一般管理費の節減 平成16年度4月1日に、従来の8ブロックを6ブロックに改組し、北海道東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国及び九州ブロックを設置するとともに、職員配置についても、平成15年度末の定員388名から291名に97名、25.0%削減し、効率的な組織とすることにより、一般管理費(退職給費用等を除く。)を15%以上節減できる体制とした。 さらに、消耗品等の費用節減により経費の縮小を図り、平成16年度の一般管理費(退職給費用等を除く。)は、平成15年度に比し、1,934百万円(▲33.6%)減少し、3,829百万円となった。

評価の視点

・各病院の特色・機能を十分発揮させるとともに、効率的な組織編成や職員の適正配置を行うことにより、診療収入等の増収及び経費節減に努め、個々の病院において収支相償ないしそれ以上を目指して取り組んでいるか。
・収支相償を超える病院について、実績が評価される仕組みを導入しているか。
・中期計画に掲げる経常収支率に係る目標の達成に向けて、医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検等の取組みを行うことにより、費用の節減等を図っているか。
・後発医薬品の採用促進、同種同効医薬品の整理、共同購入等の調達

・後発医薬品の採用促進、同種同効医薬品の整理、共同購入等の調達 方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費 率の増の抑制を進めているか。

また、棚卸しを行い適正な在庫管理に取り組んでいるか。

- ・適正な人員の配置等に取り組み、人件費率と委託費率を合計した率 について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指して抑 制を図っているか。
- 病院建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減に結びつく 一括契約の導入等を図るなど、投資の効率化を図っているか。
- ・院内売店、食堂、喫茶、駐車場等について、適切に契約方法等の見 直しが行われているか。
- ・一般管理費について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取組 み、着実に進展しているか。

S

(理由及び特記事項)

自己評定

- ・各病院の機能・規模による運営方針に応じて組織の見直しを行い、職員の 適性配置を行うことにより、診療報酬上の上位基準を取得し増収を図ると ともに材料費等に係るコスト削減に努め、収支相償以上を目指し経営改善 に取り組んだ。
- 経常収支において収支相償を超えた病院に対して、一定の基準を設け 年度末賞与を支給した。
- ・独立行政法人移行に伴い、契約方法において会計規程の見直しを行うこと により、契約価額の抑制を図った。
- ・医薬品の共同入札においては、昨年度に引き続き各ブロック事務所で実施すると共に、初めて4ブロック管内施設を一括して本部にて実施し、 医薬品費の抑制を図った。
- ・すべての病院において、毎月末に棚卸しを行い、適正な在庫管理を図った。
- ・民間の給与水準を勘案して、給与制度を見直すとともに、調整額について も見直しを行った。
- ・建物整備の基本原則を定めるとともに、投資枠の設定(上限制の導入)、 無駄がなく機能的でメリハリの効いた建物整備の標準的な仕様及び 民間病院並みの建築単価の設定、建物への投資活動の手順及び入札方法の 見直しなどを「国立病院機構における建物整備の指針」として策定した。
- ・公的病院あるいは民間病院の整備実績を踏まえ、1床あたりの整備額の 目安を1,500~2,000万円とし、従来の国の建築コストの半分以下 とする指標を示すなどコスト削減の方向性を明らかにした通知を各病院に 示し、今後の建物整備すべてに適用することとした。
- ・院内売店等の契約の取扱いについては、各病院において、プロポーザル方式や一般競争入札の導入を行うこととして競争性を高め、一部、同契約方式が馴染まないケースを除いて、従来の随意契約中心の方式を全面的に改めた。また、契約期間の複数年化を可能としたことから平均約3年の契約期間となり、契約事務の簡素化が図られた。
- ・一般管理費について、平成15年度に比し33.6%の削減を行った。

評 定 A

(項目全体にわたる意見)

○ 中期計画の目標達成を見る限り、成果を上げたと評価できる。

- 本業務運営の見直しや効率化による収支の改善については、インセンティブとしての年度末賞与の創設・給与制度の見直し等相当の成果があったものと評価する。次年度は医薬品の共同入札のみならず医療材料の共同入札についてもその実施を期待したい。
- これまであまり手のつかなかった所であるので、効果は非常に大きかった と思われる。
- 今まで、かなり「ムダ」な所があったのが改善されつつある。
- できることを、まず行ったということ。
- 活気が低下しないように注意する必要がある。
 -) 材料費削減について価格交渉方式 (競争入札による第1順位者に対して) の導入や人件費削減に向けて給与カーブの見直しや調整額の廃止など、従来 の制度の見直しに相当の努力を行った。労組対応などを考えると、本部の多大な尽力を大いに評価する。ただ成果がでるのはこれからであり、実施上の 問題発生などがあるのかについても見守りたい。
- 建物整備についても、従来の国時代の半分以下の指標を策定するなど、すばらしい内容ではある。実際の成果はこれからであり、大いに期待したい。
- 各病院間の格差や、抑制的対応の組織活性度への影響などが気になるが、 明らかな弊害は認められない。
- 一般管理費の削減について33.6%はすばらしい。
- 診療報酬のマイナス改定が続く中、経費節減に努力して経営改善していることは評価。しかし、計画を大幅に上回っているとは言えない。
- 業務運営コストの節減は当たり前のこと
- 全体としての効果、地域での医療がよくなるか等の視点での評価をよく見 つめておく必要がある。
- た。また、契約期間の複数年化を可能としたことから平均約3年の契約期間 〇 まだまだ発想を変えれば、質と志気を維持しつつ、できることがあるのでとなり、契約事務の簡素化が図られた。 はないか。
 - 非常識のレベルが、ようやく「当たり前」になったこと。確かに新たな取 組みの努力は評価に値するとは思うが、自己評価は少し甘すぎるのではない
 - 薬についても患者のジェネリックへの期待は高まっていることを考えれば、前向きな取組みも必要ではないか。
 - 一般管理費33.6%削減は、これまでがいかに無駄が多かったかの表れであり、節減にも限界があるのではないか。

		国立病院機構評価シー	F
中 期 目 標	中期計画	平 成 16 年 度 計 画	平成16年度の業務の実績
(2) 医療資源の有効活用 国立病院機構が有する様々な人的・物 的資源を有効に活用するため、医療機器 や病床の稼働率の向上を図り、経営改善 を行うこと。	及びそのネットワークを有効に活用して、 経営改善を図るため、以下の取組を実施 する。	する。	
	① 医療機器の効率的な利用の推進 既に整備済の医療機器等については、 その効率的な使用に努め、稼働率の 向上を図る。なお、稼働率の向上が 見込まれない医療機器については、 他の医療機関との共同利用を推進する。	① 医療機器の効率的な利用の推進 既に整備済の医療機器等については、 地域の医療機関との連携を強化し、 その効率的な使用に努め、稼働率の向 上を図る。	各病院の利用だけでは十分な稼働が見込めない医療機器については、地域医療機関医師会等への医療機器の整備状況の説明、パンフレット、病院ホームページ及病院主催の研修会などの場を活用した広報活動を積極的に実施し、他の医療機関と共同利用を促進した。平成15年度実績に対し10,744件(38.0%)と利用が増加し地域における有効利用が大幅に進んだ。また、国立病院機構本部において、個々の病院における効率的利用及び稼働数の向等に向けた取組み状況を収集し、「高額医療機器の稼働状況調べの概要及び共同利用推進方策」として取りまとめ、平成17年3月31日に各病院へ発出し各病院におけ今後の取り組みの参考とした。
			接機数 共同利用数 接機器名 15年度 16年度 対前年度差 増減比(%) 17・8 11・8・11・8・11・8・11・8・11・8・11・8・11・8・
	② 病床の効率的な利用の推進 病診連携・病病連携の推進等により、 平均在院日数の短縮を図るとともに 新規患者数を増加させる等により、 収支の改善に努める。	② 病床の効率的な利用の推進 病診連携・病病連携の推進等により、 平均在院日数の短縮を図るとともに 新規患者数を増加させる等により、 収支の改善に努める。	② 病床の効率的な利用の推進 平成16年4月1日にすべての病院において地域医療連携室を設置し、病診連携・療連携を推進する体制を整えた。各病院平均の紹介率は40.5%、逆紹介率は28.7となっており、平成15年度に比して、紹介率については3.7%、逆紹介率について4.3%の増と大幅に増加した。また、紹介率の引き上げを図ったり、クリティカルパスの導入及び地域医療連携の発を行うことによって平均在院日数の短縮等を図り、診療報酬上の上位基準を積極的に取る等、医療の質の向上とともに収支の改善に努めた。また、新規患者数についても、着実に増加させる等、収支の改善を図った。○急性期入院加算→3病院が新たに取得○急性期特定入院加算→9病院が新たに取得○治介外来加算→11病院が新たに取得○紹介外来物算→11病院が新たに取得○紹介外来特別加算→12病院が新たに取得
			【説明資料】 ・資料76:病床の効率的な利用の推進〔375頁〕 ・資料77:平均在院日数別病院数 〔377頁〕 ・資料78:上位基準取得の例 〔379頁〕 ・資料79:新規患者数の増加及び平均在院日数の短縮〔381頁〕
評価の視点	自己評定	S	評 定 A
・医療機器の稼働率の向上、他の医療機関な利用を推進しているか。 ・病診連携・病病連携の推進等により、平均となど新規事者数を増加させる等により	・高額医療機器の 均在院日数の短縮を図ると (6.4%) 増	り稼働数については、平成15年度実績に対し タ加した。	(項目全体にわたる意見) ○ 目標を相当上回っていると判断できる。 ○ 優れた事例が著しい成果を上げたことは認められる。 ○ 総体で平均在院日数が1日短縮したことも努力は評価できる。

- か。
- ともに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努めている┃・ 共同利用数については、平成15年度実績に対し10,744件┃○ 総体で平均在院日数が1日短縮したことも努力は評価できる。 (38.0%)と大幅に増加した。
 - ・医療機器の効率的な使用を促進するため、個々の病院の取り組み状況を調査 し、各病院へ情報提供を行った。
 - ・すべての病院において地域医療連携室を設置し、病診連携、病病連携を推進 する体制を整備した。
 - ・紹介率の引き上げや平均在院日数の短縮等により、診療報酬上の上位基準 を積極的に取得したり、新規患者数を増加させるなど、収支の改善に努めた。

- 医療資源の有効活用について、医療機器の稼働数、共同利用とも増加し、 努力のあとがよくみられる。
- 診療報酬上の上位基準の取得に努力し、収支の改善に大きく貢献してい
- 患者、国民にとって「つながりの安心」は大きく、地域連携の経営的努 力は大いに評価。

ただ、経営改善の努力の陰に「患者不在」が懸念される。例えば、差額 室料についての患者の不満の高まりの裏からは十分な説明もなく、「取り立

1	and the state of t
	て」るような病院側の姿勢に対する批判の声も高まっている。より丁寧な
	対応が必要。
	○ タネの多くの組織が「横串」を通った効果。だんだんきつくなって、人
	材への圧力が増大か。
	○ 当然のことをしたということ。
	○ これからどうなるかが課題。
	○ 医療資源の有効活用については著しい成果・改善があったとは判断しに
	⟨ V _o
	○ 地域特性もあり、病院間格差が助長される結果が見込まれるが、適切な
	対応が今後の課題となろう。

中 期 目 標 期 計 平成 16 年度計画 平成16年度の業務の実績 (3)診療事業以外の事業に係る費用の節 (3)診療事業以外の事業に係る費用の節 (3)診療事業以外の事業に係る費用の節 (3)診療事業以外の事業に係る費用の節減等 診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や 臨床研究事業や教育研修事業について 初年度において、診療事業以外の事業、 は、競争的研究費の獲得や授業料等の自 特に運営費交付金対象事業については、 費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交 己収入の確保に努めるとともに、費用の 節減に努め、臨床研究や教育研修の効率 自己収入の確保や費用節減に努める。 付金等の割合を低下させる。また、運営 化を図ること。 費交付金対象事業以外の事業についても 効率化を図る。 ① 臨床研究事業 ① 臨床研究事業 ① 臨床研究事業 厚生労働科学研究費補助金等の 本部に国立病院機構に所属する研究 国立病院機構本部が国立病院機構に所属する研究者の相談窓口となり、競争的資金の 外部の競争的研究費の獲得に努め、 者の相談窓口を設け、研究内容と研究 費補助事業との調整を行うことにより、 競争的資金の獲得を推進する。 中期目標の期間中において、更なる 研究を推進するとともに、適正な評価を行って研究の効率化に努める。 競争的資金獲得のための基盤整備と 年度に比して大幅に増加した。 して、効率的な臨床研究計画の作成に対する指導・助言を行うための委員会 (平成15年度) (平成16年度) • 厚生労働科学研究費 12億3,009万円 → 18億8,594万円 · 文部科学研究費 8,461万円 → を本部に設置し、ネットワーク研究を 1億2,774万円 支援する。 ・その他の競争的資金 4億7, 605万円 → 3億1,524万円 17億9,075万円 → 23億2,892万円 (合 計) このうち競争的研究費である平成16年度厚生労働科学研究費補助金(治験推進研究事業) を「国立病院機構治験推進研究事業」として実施した。この事業は国立病院機構本部が 総括して受け、国立病院機構の各病院長が研究協力者となって進められたものであり、 本部内に事業所ものが、 られるように取り組んだ 平成16年8月に国立病院機構本部に臨床研究推進委員会を設置し、国立病院機構が して指導、助言を行いつつ、国立病院機構におけるネットワーク研究の質の向上の為に必要な施策について検討を行うなどの支援を行った。 なお、収入の確保策のひとつとして、平成16年度に「独立行政法人国立病院機構 寄附受入規程」を設け、臨床研究活動に対する寄附を受け入れることを可能とし、 1,458万円の寄附を受けて臨床研究に活用した。 【説明資料】 ・資料80:国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究事業〔383頁〕 ② 教育研修事業 ② 教育研修事業 ② 教育研修事業 平成16年度は、看護師等養成所に 看護師等養成所の入学金及び授業料 受託研修料等について、民間の水準 係る入学金及び授業料について、以下 また、経費節減を進め、教育研修事業の収支率の20.7%の大幅な改善を図った。 を考慮の上、その適正化に努め、平成 ○看護師、助産師、視能訓練士 のとおり改定を行うとともに、 経費節減 15年度に比し、中期目標の期間中に、 を進め、教育研修事業の収支率の 1 1 % 検定料 20,000円(9,600円) 授業料等の改定及び費用の縮減を図り の改善を見込む。 入学金 130,000円 (70,000円) 教育研修事業における収支率を20% ○看護師、助産師、視能訓練士 授業料 210,000円 (166,800円) 検定料 20,000円 (9,600円) ○理学療法士、作業療法士 以上改善する。 検定料 26,000円 (14,400円) 入学金 130,000円 (70,000円) 授業料 210,000円 (166,800円) 入学金 166,000円 (94,400円) ○理学療法士、作業療法士 授業料 283,200円 (213,600円) 検定料 26,000円(14,400円) ※カッコ内は平成15年度単価 入学金 166,000円 (94,400円) 平成15年度収支率27.4% → 平成16年度収支率48.1% 授業料 283,200円 (213,600円) 【説明資料】 ※カッコ内は平成15年度単価 ・資料81:看護師等養成所の授業料等の適正化 〔387頁〕 評価の視点 自己評定

・診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己 収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、

・臨床研究事業については、外部の競争的研究費の獲得等に努め、研 究の推進と効率化に取り組んでいるか。

その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させているか。

教育研修事業については、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、 教育研修事業における収支率を中期計画に掲げる目標値の達成に向 けて改善させているか。

(理由及び特記事項)

競争的研究費である厚生労働科学研究費を国立病院機構本部で獲得し、 「国立病院機構治験推進研究事業」として、国立病院機構本部が主導と な り| 研究事業窓口を開設するなど、研究に参加する全ての病院が、よりスムーズ□□ で効率的に研究を推進できるよう取り組んだ。

Α

20.7%の大幅な改善を図った。

獲得のため、事業を実施する省庁などから研究内容や応募にかかる情報を入手し、 各病院に対し、情報提供や手続きにかかる助言を行った。その結果、平成 I 6 年度に 国立病院機構及び機構の職員が獲得した競争的研究費の総額は、以下のとおり平成 1 5

行うEBM推進のための大規模臨床研究及び各臨床研究センターの研究計画の作成に対

看護師等養成所に係る入学金及び授業料等について、以下のとおり改定を行なった。

(項目全体にわたる意見)

- 臨床研究の活性化、資金獲得は評価できる。
- \bigcirc 教育事業については、今後の教育成果を見守りたい。

Α

- やることをやっている。
- 成果はこれから。
- ・教育研修事業について、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、収支率の 入学金の倍増、授業料の大幅アップにより、質の高い学生の減少につな がらなければよいが。
 - 臨床研究支援体制の整備は評価に値し、今後のフィードバックに期待。 患者への協力要請にも十分な努力と誠意を。

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
判断しにくく、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて改善が図られてい
る段階と考える。
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

○ 臨床研究事業、教育研修事業ともに、自己収入の確保や費用の削減について実績はみられるが、教育研修事業については入学金や授業料のアップであり、機構の内部努力とは言えない。

				, ima	•			
中期目標	中期	- 画	平 成 16 年 度	計 画		平 成	16年度の業務	の実績
(4) 財務会計システムの導入等 I T化の 推進	(4) 財務会計システム 推進	の導入等IT化の	(4)財務会計システムの 推進	募入等IT化の	(4)財務会計	Ⴕシステムの導入等 I	T化の推進	
企業会計原則への移行に伴う新たな会計処理へ適切に対応するため、IT化の推進を図り、各病院の財務分析を行うなど、業務の効率的な運営に努めること。	会計処理に必要なす	入し、部門別決算 : もに、各病院の の財務状況が分析	平成16年度は企業会計 会計処理への移行初年度で	であることから、 ステムを導入会 まり、企業子会 大況が把握可能 といる。 で部門別る。 で把握する。 日頃に財務状況	にの しを に で 「のす上こ 説・対シ簡、図そおそ、ま評たるをと 明資応ス潔財っしいの経た価め対図が 資料でテ及務たてて結営、会の応るで 料2をよび会。、も果状す」具策こき 】:	名全病院共通の財務者を 全病に大きなのと にた院と にた院と にた院と にたいたのと にたいたのと にたいたいたいでは、 にたいたいでは、 にたいたが、 にたいたが、 にたいたが、 にいたのでは、 にいたのでは、 にいたが、 にいたのでは、 にいたが、 にいが、 にがが、 にがが、 にがが、 にが、 にが、 にがが、 にがが、 にがが、 にがが、 にがが、 にがが、 にがが、 にがが、 にがが、 に	会計システムを導入と は は に に に に に に に に に に に に に	べての病院で共通の入力項目を統一 4 与システム等他のシステムとの連携 することにより、翌月末には各病院 制を整備した。 国の時代では考えられないスピード
評価の視点		自己評定	S			評 定	A	
・会計処理に必要なすべての病院共通の財務部門別決算や月次決算を適切に行い、適場ために有効に利用しているか。 ・各病院の経営状況の比較等病院の財務状態経営改善に取り組んでいるか。	刃な業務運営と経営改善の	は各病院におい いてシステムの ・すべての病院に		する等、適切な 評価会」を開催	業務運営等につ し、経営状況の 進めることがで	にを と 可 た 前 る にを と 可 た 前 る でとい計と 共りな の。のあこで感い計と 共りな の。のあこで感いまと体。まこTき然れのまってを は 年 推るとがが でとんでのまの でとんでのまの でとんでのまの でとんび	大決算 は言わば当た は言わば当で は言いない。 はいいででででででいます。 はいいでででででいます。 はいいででででいます。 はいいででででいます。 はいいででででいます。 はいいにいます。 はいいにおいます。 はいいにおいます。 はいいにおいます。 はいいにおいます。 はいいにおいます。 はいいにおいます。 はいいにおいます。 はいいにおいます。 はいにおいます。 はいいにおいます。 はいいにはいいます。 はいいます。 はいきききききききききききききききききききききききききききききききききききき	題点に対する対応策の検討及び実施きる。 (医師等)を調整していることは多 当の努力のもと導入し、月次決算が 目する体制ができた。 これからだと思われ、期待していき く評価できるが、月次決算はあたり 病院全体のIT化ともっと連携させ けのこと。当たり前のことが、自己評価すべきとは思うが、自己評

中期目標	中期	 計 画		· 成 16 年	
第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」 で定めた事項に配慮した中期計画の予算を 作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に	第3 予算、収支計画及 「第2 業務運営のタ を達成するためにとるへ 計画を確実に実施す	び 資金計画 が率化に関する目標 にき措置」で定めた ることにより、 での改善を図る		<i>,</i> 突	第3 予算、収支計画及び資金計画
1 経営の改善 中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100% 程度とすること。	 1 経営の改善 中期目標の期間の	5年間を累計した 対収支率を100 %	平成	宮の改善 は16年度の予定 又支率を97.4	1 経営の改善 診療報酬にかかる上位基準の取得、材料費の節減及び人件費の削減等の経営改善に向けた努力を行い、平成16年度計画の経常損失19,917百万円、経常収支率97.4%に対し、実績では経常利益196百万円、経常収支率100.03%となり、計画に対し2.6%の大幅な改善を図った。 【説明資料】 ・資料84:経営改善に関する説明資料 [393頁]
評価の視点		自己評定		S	評 定 S
・中期計画で掲げた経常収支率に係る目標作着実に進展しているか。	直の達成に向けて取組み、	・経営改善に向り	けて経費領		画の経常収支率を大幅 ○ 困難な中でよくやっている。 ○ 初年度の特情、相当無理な(言ってみれば、恒常的でない、一過性の施策による)努力によるものかもしれないが、経常損益ベースで200億強の収支改善は素直に評価したい。この実績は特段の評価に値する。 ○ 年度計画に対し大幅に改善がなされており、17年度以降も更なる改善がなされる事を期待し、多大の評価をする。 ○ 予算・収支の目標を上回ったことは評価できる。 ○ 計画を大幅に上回る努力は大いに評価できる。 ○ 合後は全体の底上げが必要。 ○ 医療機関は利益を出せば出すほど良いというものではなく、赤字が出ても、やるべきことをやっていれば問題はない。 ○ 今年の結果が努力の結果なのか好運による偶然のことなのかは、もう少し見てみる必要がある。 ○ 個別の病院の実情は必ずしも計画に沿うものではなく、医師不足の点は今後の計画的対応が必要である。 ○ 月次決算がようやくできるようになったことを高くは評価しにくい。 ○ 数字だけ見れば確かに評価すべきとは思われる。しかし、全体の3分の1くらいは赤字、人件費率の格差など、今後の課題は大きく多難。 ○ 医療の問題の多くが、患者にとっては「人の問題」に帰結する。スタッフの心まで変わってしまわぬように全体を見据えて欲しい。 ○ 医師の確保ができず、赤字になっている現実を踏まえ、魅力ある病院づくりの努力を。 ・ 基準となる目標値(ベンチマーク)をどのように決めるのか。

			国立病院機構部	ド1曲ン―	- F
中 期 目 標	中 期 計	- 画	平 成 16 年 度	計画	平成16年度の業務の実績
2 固定負債割合の改善 各病院の機能の維持を図りつつ、投資 の効率化を進め、国立病院機構の固定負 債(長期借入金の残高)を減らすことに より財務内容の改善を図ること。	投資を抑制的に行うこ	とにより、機構の の残高)を減少さ 院における建物や 労たっては、長期 等を確保するとと	4 4 1 億円とし、機構 (長期借入金の残高)を減	トスの予定枠を すの 固 定 負 債	
	1 予 算 別紙 1 2 収支計画 別紙 2 3 資金計画 別紙 3	2	1 予 算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3		を減らす方向に転換した。その結果、機構の有利子固定負債は機構設立時借入総額7,471億円から平成16年度末借入総額7,400億円と16年度計画をも超える71億円を減少させた。
	資金不足への対応) 0 百万円 そ入遅延等による ース) の支給等、 への対応 生に伴う退職手当	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 110,000 2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入 資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス 資金繰り資金の出費への ③ 予定外の退職者の発生に の支給等、偶発的な出費	百万円 、遅延等による 、)の支給等、 対応 に伴う退職手当	
	第5 重要な財産を譲渡 しようとするときはそ なし		第5 重要な財産を譲渡し、 しようとするときはその なし	計画	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 旧秋田病院跡地については、当機構が災害時医療活動の拠点用地等に使用する目的としていたが、平成16年10月に本荘市から、跡地利用として防災施設、保健福祉施設、教育施設として有効活用したい旨の要望があり、その内容を点検したところ、当該機構としての利用計画の目的を本荘市の利用計画は十分に包摂し、その地域の公益の向上に資する内容であることから、当該地を本荘市に有償譲渡した。 再編成計画にもとづく移譲施設である国立病院機構奈良病院については、平成16年12月1日に奈良市に移譲した。その際、独立行政法人国立病院機構活所則第15条並びに同法施行令附則第21条にもとづき国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置が適用され資産を無償で譲渡した。
	第6 剰余金の使途 決算において剰余を生 の投資(病院建物の整備 等の購入等)に充てる。	じた場合は、将来 ・修繕、医療機器	第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた の投資(病院建物の整備・修 等の購入等)に充てる。	た場合は、将来	第6 剰余金の使途 来 器 平成16年度の決算においては、剰余が生じなかった。
評価の視点		自己評定	S		評 定 A
・投資を抑制的に行い、固定負債の減少を図また、個々の病院における建物や大型医療期借入金等の償還確実性等や一定の自考え方等は整備されているか。 ・収支計画及び資金計画について、計画といる場合、その理由は合理的なものか。 ・短期借入金について、借入理由や借入額があられるか。	療機器の投資に当たって、 己資金等を含め、基本的な 実績とを比較して乖離があ	・投資部に各場で ・投資部は16円も大きをおりて ・平成16円も大きをは ・平成1億円を ・平成1億円を ・四方でで で で で で で で で で で で で で で で で で で で	動については、各病院に投資の 病院の経営状況を十分に勘案し 合は、各病院で投資効果及び これを審査し、過剰な整備の抑 この長期借入金の額は、当初の 対し73億円の圧縮を図り、3 めて初めて借入額が返済額を大 させ、機構の有利子固定負債を ものとし、固定負債の減少を	たうえで、投資 信還確実た。 信間を関内容としたの 68億円回り立 に幅機構の数 では、機構の では、機構の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	下の検証を行い、 ○ 目標を上回る借入の圧縮を実現したことは評価できる。 ○ 一連の地道な努力の積み上げは、本来の趣旨を生かしており、範となり 得る。 ○ 後年度への先送りになっているかは、これからの推移をみたい。 ○ 努力を評価する。 ○ 有利子固定負債は7471億が7400億へと減少したと記されているが、19 未満の減少であり、中期計画を大幅に上回る程の結果ではないと判断する。

第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画

目

期

中

国民の医療需要や医療環境の変化に応 え、良質な医療を効率的に提供していく ために、医師等の医療従事者を適切に配 置する一方、技能職についてはアウトソ ーシング等に努め、一層の効率化を図る

また、必要な人材の育成や能力開発、 人事評価や異動を適切に行うことのでき るシステムの確立を図ること。

期 計 平 成 16 年 度 計 画

平成16年度の業務の実績

1 人事に関する計画

関する事項

① 方針

良質な医療を効率的に提供していく ため、医師、看護師等の医療従事者数 については、医療を取り巻く状況の 変化に応じて柔軟に対応する。

技能職等の職種については、業務の 簡素化・迅速化、アウトソーシング化 等による効率化を図る。

また、良質な人材の確保及び有効活用 を図るため、ブロック内での職員 一括採用を行うとともにブロック内 での人事交流を促進するための 人事調整会議の設置を行うほか、有為 な人材の育成や能力の開発を行うため の研修を実施する。

② 人員に係る指標

国立病院機構の平成16年度期首に おける常勤職員数を46,607人と するものの、医師、看護師等の医療従 事者は、医療ニーズに適切に対応する ために、変動が見込まれるものであり、 中期目標の期間中においては、適正な 人員配置等により人件費率等の抑制に 努める。

特に、技能職については、中期目標 の期間中714人(※)の純減を図る。

√※ 平成15年度の技能職員定員数 の2割相当

(参考)

中期目標の期間中の人件費総額見込み 1,635,095百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、 休職者給与及び国際機関等派遣職員給与 に相当する範囲の費用である。

関する事項

人事に関する計画

① 方針

良質な医療を効率的に提供していく ため、医師、看護師等の医療従事者数 については、医療を取り巻く状況の 変化に応じて柔軟に対応する。

技能職等の職種については、業務の 簡素化・迅速化、アウトソーシング化 等による効率化を図る。

また、良質な人材の確保及び有効活用 を図るため、ブロック単位での職員 一括採用を行うとともに、ブロック内 での人事交流を促進するための 人事調整会議の設置運営を行うほか、 有為な人材の育成や能力の開発を行う ための研修を実施する。

② 人員に係る指標

技能職について、平成16年度にお いて、143人の純減を図る。

(※ 中期計画△714人÷5 = 142.8 Å

第7 その他主務省令で定める業務運営に│第7 その他主務省令で定める業務運営に│第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画

① 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、 医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するため、救急医療や高度医療等への対 応、医療の質と安全の向上を図り、上位基準の取得、治験推進を図るため平成17年度に 向けて職員定数の見直しを行った。

また、患者のQOLの向上のため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等の ボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる新たな職種として、 「療養介助職」を創設し、平成17年4月から導入することとなった。

一方、技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充 は行わず、短時間の非常勤職員での後補充又は、アウトソーシング化を図った。

なお、業務委託についても、平成16年度から、検査部門におけるブランチラボを 埼玉病院、宇多野病院及び長崎神経医療センターの3病院で導入するとともに、給食業 務の全面委託の導入を札幌南病院、東京医療センター、小諸高原病院、宇多野病院及び 菊池病院の5病院で実施し、より効果的な運営を図った。

また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、院長の選任に当たっては、 適材適所を徹底し、ブロック単位での職員の採用に当たっては、ブロック内での 人事交流を促進するため、ブロック担当理事が任命権を有する職員の人事異動の調整を 行う人事調整会議を全国6ブロックに設置し、平成17年4月1日付人事異動等につき 適正に調整を行い、ブロック内での人事交流を促進した。

さらに、有為な人材育成や能力の開発を行うため、独立行政法人国立病院機構職員 研修規程に基づき、理事長、各ブロック担当理事及び各院長が、所属する職員の研修の 必要性を把握し、研修の計画を立て実施した。

機構本部においては、国立病院機構本部研修委員会を設置し、平成16年度の 研修計画を策定。幹部看護師管理研修をはじめとする32コースの研修を実施し、 1.139人が受講した。

ブロック事務所においては、労務管理研修をはじめとする81コースの研修を実施し、 3, 412人が受講した。

病院においては、新規採用者研修をはじめとする1,358コースの研修を実施し、 51,072人が受講した。

【説明資料】

・資料85:平成16年度国立病院機構本部研修実施状況〔407頁〕

② 人員に係る指標

技能職について、平成16年度において143人を削減する計画のところ、これを大幅 に上回る258人の純減を図った

[平成16年度期首における技能職の職員数3,587人に対し、7.2%の減]

評価の視点 自己評定 評 定 Α Α <u>(項目全体にわたる意見)</u> ○ 計画を上回っていることは確かである。 ・良質な医療を効率的に提供するために、医師、看護師等の医療従事 (理由及び特記事項) 救急医療や高度医療等への対応、医療の質と安全の向上を図り、上位基準□□ 者を適切に配置しているか。 また、適正な人員配置等により人件費等の抑制に努めているか。 の取得、治験推進を図るため、平成17年度に向けて職員定数の見直しを│○ 地域の人材(医師等)の共有(コラボレーション)等のイニシアティブ ・技能職等の職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシ 行った。 を作っていって欲しい。 ング化等による効率化を図り、中期計画に掲げる目標値の達成に向 技能職については、常勤職員の離職後の後補充は行わず、短時間の○ 技能職の削減について、計画を大幅に上回る実績をあげたことは評価し けて取組み、着実に進展しているか。 非常勤職員での後補充又は、アウトソーシング化を図った。 うる。 ・良質な人材の確保、育成・能力開発、人事評価等について、適切に ・業務委託についても、検査部門におけるブランチラボを3病院で、 技能職の純減の計画達成は可とする。 行うようシステムの確立を図っているか。 給食業務の全面委託の5病院で導入し、より効果的な運営を図った。 成果はこれから(研修努力など)。 ・ブロック単位での職員確保を実施、人事調整会議を設置し、人材の確保の○ 努力しているが、どのように質の変化として出てくるだろうか。見守り ためのシステムの確立に努めた。 たい。 ・有為な人材育成や能力の開発を行うため、理事長、各ブロック担当理事| ○ 医師・看護師の本来の配置は、時代背景の要因もあるが、全く問題なし としない。 及び各院長が、所属する職員の研修の必要性を把握し、研修の計画を立て 実施した。 ○ 組織活性度が維持向上しているのか、必ずしも見えない。 ○ 職員定数の見直しや適正配置の目的が経費節減にあって、患者にとって の医療やサービスの質の低下にならなければよいが…。「療養介助職」の導 入は、これからの看護問題の一つの指針にもなるだけに、今後の実態調査 報告に大いに期待したいところ。 ○ 医療従事者の適切な配置は或る面ではリストラをも想定する事であるか ら、短期間に実効を期待できるものではない。 ○ 平成17年度に向けて職員定数の見直しが行われたと自己評定に記されて いる通り、中期計画に掲げる目標値の達成に向け取組みが開始した段階と 判断する。 ○ また、アウトソーシング化による委託費は、実質人件費という認識が必 要である。 ○ 良質な人材の確保については、特に問題と思われる。新規採用による医 師の確保について、特にみられるべき実績がないようにみられる。

中期目標中期	計 画	平 成 16 年 度	計画	平成16年度の業務の実績
2 医療機器・施設設備に関する事項 医療機器・施設設備については、費用 対効果や法人全体の財務を総合的に勘案 して着実に実施すること。	下		を活用して、施	祝を勘案し、自己資金の活用と長期借入金の償還確実性を踏まえた投資のルール化を図り、着実な整備を行った。 平成16年度においては、投資効果が期待できる医療機器への投資を重点的に行うこととして、自己資金を積極的に活用し、医療機器の総投資額113億円のうち69億円に自己資金を充てた。 施設設備については、国時代から継続している再編成に係る統合病院の整備や、老朽化が著しい病院への整備を主とし、抑制した整備を行い、その財源には長期借入金等414億円及び自己資金14億円を充てた。その結果、長期借入金額を借入予算額の441億円から368億円として73億円の借入額縮減を図った。
評価の視点	自己評定	A		評 定 A
・費用対効果や法人全体の財務を総合的に勘案して、必要な医療機会・施設設備の整備を中期計画に沿って行っているか。	・各病院の経営 を図り、各病院 ・平成16年度の とし、施設設 ・平成16年度の	事項) 犬況を勘案し、長期借入金の償 完へ通知し、適用することとし り投資は、投資効果が見込める 前の整備の抑制を図った。 の医療機器・施設設備の整備 4 1 億円に対して 3 6 8 億円と)た。 5医療機器整備を については、長	○ 前向きな取組みを評価。 ○ 機器、設備の整備について、抑制的に実施し、借入金の縮減ができた。 ○ 目標の達成と、重点的な柔軟な整備は可とする。 ○ 医療機能への影響は見えないが、現場の評価も知りたいところである。

中 期 目 標	中 期 計	画	平 成 16 年 度	計画	平成16年度の業務の実績
3 再編成業務の実施 独立病院機構法(平成五14年第191号)附第7条を正の時期第7条を正の再編成で表示の年の1日本方針」(「国立病院・原昭の事編成の年3月29日閣議報告)に基本の再編成のの事論のの事論のである。 1 1 1 年 3 月の日間では、1 1 日間では、1 1 日	3 再編成業務の実施 旧国立病院・標標の事態では、中国の事態では、できる者実に実施する。	引中に統廃合が予	3 再編成業務の実施 定された 1 6 年度 1 6 年度 1 6 年度 2 年度 1 6 年度 2 年度 1	大牟田・筑後、	■ 再編成業務の実施 I 平成16年度に予定されていた再編成5件については、統合後の運営・経営に留意しつ以下のとおり実施した。 ○甲府病院の開設(平成16年10月1日統合) 甲府病院と酉甲府病院を甲府病院の地で統合し、ナショナルセンター等との連携の下に、成育医療、甲吸器疾患(結核を含む)及び重症心身障害に関し、専門的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信の機能を備えた施設として開設した。 ○奈良医療センターの開設(平成16年12月1日統合) 西奈良病院を西奈良病院の地で統合し、ナショナルセンター等との連携の下に、成介医療、筋疾患、呼吸器疾患(結核を含む)及び重症心身障害に関し、専門的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信の機能を備えた施設として開設した。 ○奈良医療センターの開設(平成16年12月1日統合) 西奈良病院の明後(平成16年12月1日統合)大空田病院の開設(平成16年12月1日統合)大空田病院と気後病院を大牟田病院の地で統合し、ナショナルセンター等との連携の下に、がん、神経・筋疾患、呼吸器疾患(結核を含む)及び重症心身障害に関し、専門的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信の機能を備えた施設として開設した。○豊橋東病院と豊橋病院を豊橋東病院の地で統合し、ナショナルセンター等との連携の下に、がん、循環器病、内分泌・代謝疾患及び重症心身障害に関し、専門的医療、臨床研究、教育研修及切情報発信の機能を備えた施設として開設した。○長良病院と岐阜病院を長良病院の地で統合し、ナショナルセンター等との連携の下に、がん、循環器病、成育医療、神経・筋疾患、呼吸器疾患(結核を含む)及び重症心身障害に関し、専門的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信の機能を備えた施設として開設した。 □ 平成17年度に再編成が予定されている医王・金沢若松、大竹・原及び西鳥取・鳥取の3件については、総合新病院の発足時に必要な職等年編成を円滑に実施するための諸準備を行った。なお、西鳥取・鳥取については、教育が発生の主ととした。また、統合により廃止が予定されている医王・金沢若松、大竹・原及び西鳥取・鳥取の3件については、東京に対する意向調査の実施等年編成を一下による関係者会議を開催し、重症心身障害医療等を引き続き行なう社会福祉法人三篠会に経営移譲することを決定した。
評価の視点		自己評定	A		評 定 A
・再編成業務について、その経営に留意しつ	つ着実に実施しているか。	留意平	子定されていた再編成5件は 「のとおり実施した。実施施設〕【甲府・西甲府】(平 エンター【西奈良・奈良】(平)	成16年10月 成16年12月 成16年12月 成17年3月1 成17年3月1 よらかて、 いら から から で 、 、 、 、 、 の 、 の の の の の の の の の の の の	○ 計画に沿った、着実な対応は評価できる。 ○ 地域の患者の利便性や、従事するスタッフにとって、事の良し悪しは別の問題として、計画されたことが順調に進んでいることの評価とする。 ○ 再編成について、計画通りの実績。 ○ 中期計画に沿って再編成が計画通り進んでいる。 ○ お譲した。 ○ ように進展を図っ 効 活 用 を 考 慮

中 期 目 標	中期	計 画	平 成 16 年 度	計画	平成16年度の業務	の実績
4 機構が承継する債務の償還 承継した債務の処理を確実に行うこ	4 機構が承継する債務	務の償還 づく、会計処理へと 立病院機構全体とし すとともに、借入金	4 機構が承継する債務の償	還 定どおり行う。 ロ立病院 であり、平成 平成16 ⁴ 元金 利息	選する債務の償還 機構が国から承継した債務は、747, 1 に16年度は、約定どおり償還を確実に行っ 手度償還額 43,994,059千円 22,028,884千円 66,022,942千円	47,042千円(財政融資資金)
評価の視点		自己評定	A		評 定 A	
・借入金の元利償還を確実に行っている	か。	(理由及び特記事・約定に従い、償	耳項) 質還を確実に行った。		(項目全体にわたる意見)○ 努力している。○ 計画通りで、特段の評価はない。○ 計画通りで、問題は認めない。○ 償還は確実に行われたが、約定以上	のものではなかった。